

「人と自然と文化が躍動する環境創造都市」を目指して

# 第4次北杜市行財政改革大綱

平成29年度～平成31年度



平成29年3月 策定

平成30年8月 改訂

北 杜 市



## はじめに

本市では、これまで3次にわたり行財政改革大綱を策定し、事務事業の効率と質を向上させ、市民が真に必要としているサービスを適切に提供することを目的に、「財政基盤の強化、組織や事務の簡素効率化」と「市民と行政の役割分担の明確化」を基本理念に、様々な行財政改革に取り組み、一定の成果を上げてきました。

しかし、今日、行政を取り巻く環境の急激な変化のもと、価値観やライフスタイルの変化による市民ニーズの多種多様化に伴い、従来にも増した効率的な行財政運営が求められるとともに、少子高齢化の進展に伴う税収等の減少、また、老年人口の増加による社会保障に関わる経費や公共施設等の老朽化に伴う経費の増加など、財政状況は今後とも厳しい状況が続くものと推測されます。

このような状況の中、現大綱の実施期間が満了することを受け、新たに平成29年度からの更なる行財政改革推進に向け、「第4次北杜市行財政改革大綱」を策定いたしました。

今後も職員の資質向上と意識改革に努め、職員の持てる力を組織として最大限に発揮し、持続可能で健全な財政構造を確立するため、行財政改革に全力で取り組み、効率的で効果的な市政を推進してまいります。

結びに、本大綱に基づく今後の行財政改革の取り組みに御理解と御協力をお願いいたしますとともに、本大綱を策定するにあたり、貴重な御意見を賜りました「北杜市行政改革推進委員会」の委員の皆様をはじめ、関係各位に心より御礼申し上げます。

平成29年3月

北杜市長 渡辺 英子

# 目 次

第1	北杜市の目指す姿	3
第2	行財政改革大綱策定の趣旨	3
第3	これまでの取組状況	4
第4	市の現状と課題	7
1	人口	7
2	財政状況	8
3	職員定員管理及び給与水準の状況	14
4	公共施設の状況	16
第5	行財政改革アクションプランの取り組み	17
1	第4次行財政改革大綱の体系図	17
2	実施期間	19
3	推進体制	20
第6	改革の基本目標	22
第7	改革を推進する重点項目	23
1	財政基盤の強化	23
2	行政運営システムの見直し	23
3	民間等との連携・協働	24
4	活力ある組織づくりの推進	24
第8	財政の中・長期見通し	25
1	現時点での財政状況の把握	25
2	第4次行財政改革アクションプランの実行を前提とした見通し	26
第9	第4次行財政改革アクションプラン	32
1	財政基盤の強化	33
2	行政運営システムの見直し	41
3	民間等との連携・協働	45
4	活力ある組織づくりの推進	48

【参考資料】

・北杜市行財政改革大綱等について（答申）	53
・北杜市行政改革推進委員会条例	54
・北杜市行政改革推進委員会名簿	55
・北杜市行政改革推進本部設置要綱	56
・北杜市行政改革推進委員会等審議経過	58

## 第1 北杜市の目指す姿

本市では、まちづくりの基本コンセプトである「人と自然と文化が躍動する環境創造都市」を実現するため、「第2次北杜市総合計画」では8つの杜づくりを施策の柱とし、まちづくりを推進しています。

### 『8つの杜づくり』

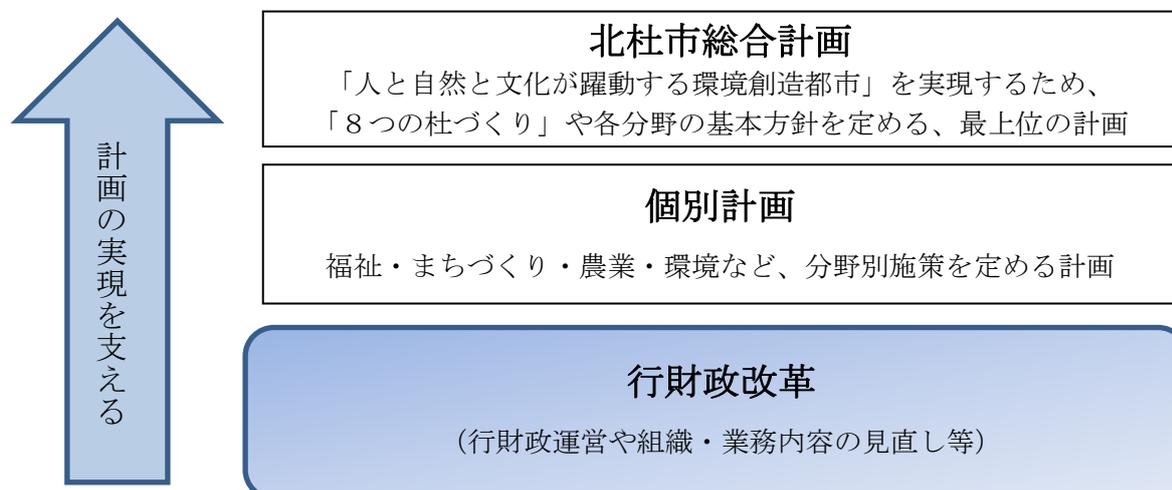
- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 1 教育・文化に輝く杜づくり  | 5 環境日本一の潤いの杜づくり |
| 2 産業を興し、富める杜づくり | 6 交流を深め躍進の杜づくり  |
| 3 安全・安心で明るい杜づくり | 7 品格の高い感動の杜づくり  |
| 4 基盤を整備し豊かな杜づくり | 8 連帯感のある和の杜づくり  |

## 第2 行財政改革大綱策定の趣旨

基本コンセプトを着実に推進していくためには、将来にわたり持続可能な安定した財政基盤の構築と市民の一体感・連帯感の醸成を図るとともに、人口減少と少子高齢化に対応した、将来に負担を残さない自治体経営を進める必要があります。

これまで、3次にわたる北杜市行財政改革大綱により、多くの行財政課題に取り組み、一定の成果を挙げてきましたが、私たちを取り巻く環境は急速に変化しており、高齢化の進行による社会保障費や公共施設の維持・更新費用の増加など歳出要因が増大する一方、生産年齢人口の減少による税収の伸び悩みや地方交付税の合併特例措置の段階的縮減や合併特例事業債の活用が終了することによる歳入の下振れなど、今後の行財政運営は一層厳しさを増すものと見込まれます。このような中、本市のまちづくりを更に進めていくためには、これまで以上に行政と市民が一体となって行財政改革に取り組んでいく必要があります。

このため、これまでの行財政改革の取り組みを継承しながら、新たな改革項目を加えた「第4次北杜市行財政改革大綱」を作成することとします。



## 第3 これまでの取組状況

### 1 取り組みの経緯

本市では、平成16年11月の合併後、第1次北杜市行政改革大綱（平成18～22年度）を定めて以降、第2次（平成23～25年度）、第3次（平成26～28年度）と積極的な行財政改革を進め、成果を着実に積み上げてきています。

現行の第3次北杜市行財政改革では、第2次北杜市行政改革大綱の継続・強化と位置付け、歳入確保、歳出削減、市民サービスの充実、人材育成、民間活力の導入などを推進することで、安定した行財政運営の確立と市民ニーズに対応するための取り組みが進められています。

### 2 第3次北杜市行財政改革大綱(アクションプラン)の進捗と成果

財政の健全化はもとより、人口減少・少子高齢化への対応、市民福祉の維持、市民等の民間活力や資源の有効活用など、市民の目線で考え将来が見える大綱を基本として、引き続き、「財政基盤の強化、組織や事務の簡素効率化」と「市民と行政の役割分担の明確化」を基本理念に行財政改革に取り組み、3つの改革の基本目標であるⅠ．財政の健全化、Ⅱ．施策の再構築と市民との協働、Ⅲ．市役所の構造改革とスリム化に基づき、これまでの本市の行財政改革の経緯と実情を踏まえ、全庁的に取り組む行財政改革推進のため「5つの重点項目」を定め、目標実現に向けての具体的な75項目の取組項目を「第3次行財政改革アクションプラン」とした「第3次北杜市行財政改革大綱」を平成26年2月に策定しました。

その結果、平成26年度から平成28年度までの成果（見込み）は、Ⅰ．財政の健全化で35項目中26項目、Ⅱ．施策の再構築と市民との協働で31項目中23項目、Ⅲ．市役所の構造改革とスリム化で9項目中7項目について、目標を達成（見込み）できました。

次に、各重点項目の主なる成果としては、次のとおりです。

#### 1. 健全な市財政の確立

これまで実施してきた市債の積極的な繰上償還などにより定時償還の元利償還金が減少したことなどから、平成27年度には実質公債費比率が目標12%未満に対し9.1%、将来負担比率が目標40%未満に対し5.1%と大幅に改善されました。

また、歳出の抑制について、市単独補助金の削減では25年度予算との比較で16.4%、団体への運営補助金の削減では12.3%の削減を図るとともに、補助金の整理合理化に向けて全庁的に検討を進めるため、補助金等評価検討会を創設しました。

## 2. 自主財源の確保と負担の公平化の実現

納税相談や臨戸訪問等を積極的に実施した結果、厳しい経済状況の中にもかかわらず、市税等の収納率について、ほとんどの税料目で目標を達成しました。

また、定住促進策の推進について、「北杜市人口ビジョン・総合戦略」を策定するとともに、地方創生推進交付金等を活用し、総合戦略に掲げる施策に取り組んでいます。

## 3. 市民との協働による事業の展開と情報の共有化

ふるさと納税や環境保全協力金などの協力件数が増加したとともに、環境保全基金などを活用し、市民団体等が行う本市のまちづくりを支援するなど、市民との協働によるまちづくりが進められています。

## 4. 事務事業の抜本的見直しと民営化、民間委託の推進

民間企業等の手法を生かし、事務事業の効率化を図るとともに市民サービスの維持向上に努めるため、上下水道料金徴収業務等の民間委託に向け、具体的な取り組みを行いました。

また、公共施設の老朽化による多額の更新や改修費用が見込まれていることから、公共施設の最適配置に向けて、「公共施設等総合管理計画」及び「公共施設最適配置に向けての基本方針」を策定しました。

## 5. 経営改革への取り組みと活力ある組織づくりの推進

マイナンバー制度導入による行政サービスの向上を図るため、市民への制度周知及び個人情報、個人番号及び特定個人情報の管理に関する規程を作成するとともに、制度の利用拡大や他機関等とのシステム連携を円滑に図るため、庁内ワーキンググループにおいて取り組んでいます。

また、人事評価制度を導入し、職員が職務を遂行するにあたり発揮した能力などを把握することで、主体的な職務の遂行及び高い能力を持った市職員の育成を図っています。

なお、5つの重点項目に対する3か年の達成状況は、次の表のとおりです。

### 第3次行財政改革アクションプランの取組結果（見込み）

基本目標	重点項目	達成	未達成	合計
Ⅰ．財政の健全化	1．健全な市財政の確立	6	2	8
	2．自主財源の確保と負担の公平化の実現	20	7	27
Ⅱ．施策の再構築と市民との協働	3．市民との協働による事業の展開と情報の共有化	12	3	15
	4．事務事業の抜本的見直しと民営化、民間委託の推進	11	5	16
Ⅲ．市役所の構造改革とスリム化	5．経営改革への取り組みと活力ある組織づくりの推進	7	2	9
合 計		56	19	75
達 成 率		74.7%	25.3%	100.0%

## 第4 市の現状と課題

### 1 人口

#### ●将来の推計人口

本市の人口は緩やかな減少傾向にあり、地方交付税の合併特例措置が終了する平成32年（2020年）には、約4万3千人と予想されています。

平成27年の国勢調査時に36.5%であった老年人口（65歳以上人口）の比率が、平成32年には40.0%となり、年少人口（14歳以下の人口）の8.9%を大幅に上回り、超高齢社会となることが予想されています。

一方で、生産年齢人口（15歳以上64歳以下）は、平成27年に53.3%でありましたが、平成32年には51.1%と2.2ポイント減少する見通しです。

このことから、本市においても、地方交付税の算定基準のひとつである人口が減少することによる地方交付税の減少や生産年齢人口の減少による市税等の減収、また、老年人口の増加により社会保障に関わる経費が増大するなど、いくつかの課題があります。

#### 北杜市年齢三区分別人口の推計

区 分	国 勢 調 査				交付税特例措置 終了年
	H12	H17	H22	H27	H32
年少人口 (0歳～14歳)	6,860人 (14.3%)	6,189人 (12.9%)	5,261人 (11.2%)	4,613人 (10.2%)	3,799人 (8.9%)
生産年齢人口 (15歳～64歳)	28,544人 (59.6%)	28,452人 (59.1%)	27,054人 (57.6%)	23,995人 (53.3%)	21,897人 (51.1%)
老年人口 (65歳以上)	12,477人 (26.1%)	13,503人 (28.0%)	14,639人 (31.2%)	16,457人 (36.5%)	17,141人 (40.0%)
総人口 (年齢不詳除く)	47,881人	48,144人	46,954人	45,065人	42,837人

※ 年齢三区分別人口の推計値は、国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所推計から引用

※ 北杜市人口ビジョンでは、平成32年目標として平成27年の人口規模を現状維持するとしている。

## 2 財政状況

### ●普通会計<sup>\*1</sup>歳入の状況

本市の歳入において、地方交付税は最も構成比の高いものとなっており、平成27年度には37.6%を占めています。

本市の財源の要ともいえる地方交付税について、平成27年度から平成31年度の5年間で、合併に伴う特例措置による増加額が段階的に縮減されることから、平成28年度の交付税制度に基づき試算した場合、適用期間終了後には約25億円が減額となる見込みとなっています。

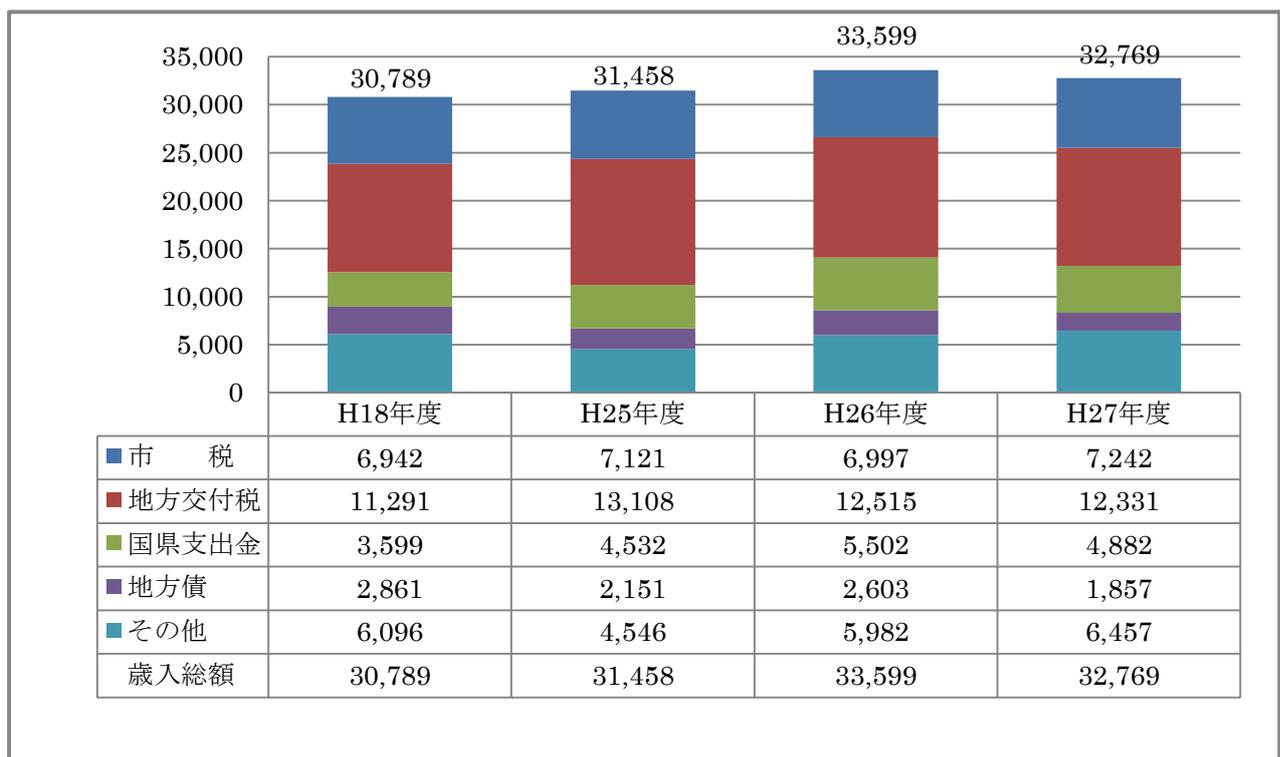
一方、平成27年度の市税収入は72億円余であり、歳入に占める市税の割合は22.1%です。

収納率は向上してきましたが、税負担の公平性の観点に加え、平成28年度以降、交付税の算定に用いられる率が「全国の平均的な率(例 個人住民税 H27:98.0%)」から「上位1/3の地方自治体が達成している率(H32:98.6%予定)」にまで段階的に引き上げられ、交付税の交付額にマイナスの影響が出ることから、収納率の一層の向上が課題となっています。

また、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少による減収も見込まれます。

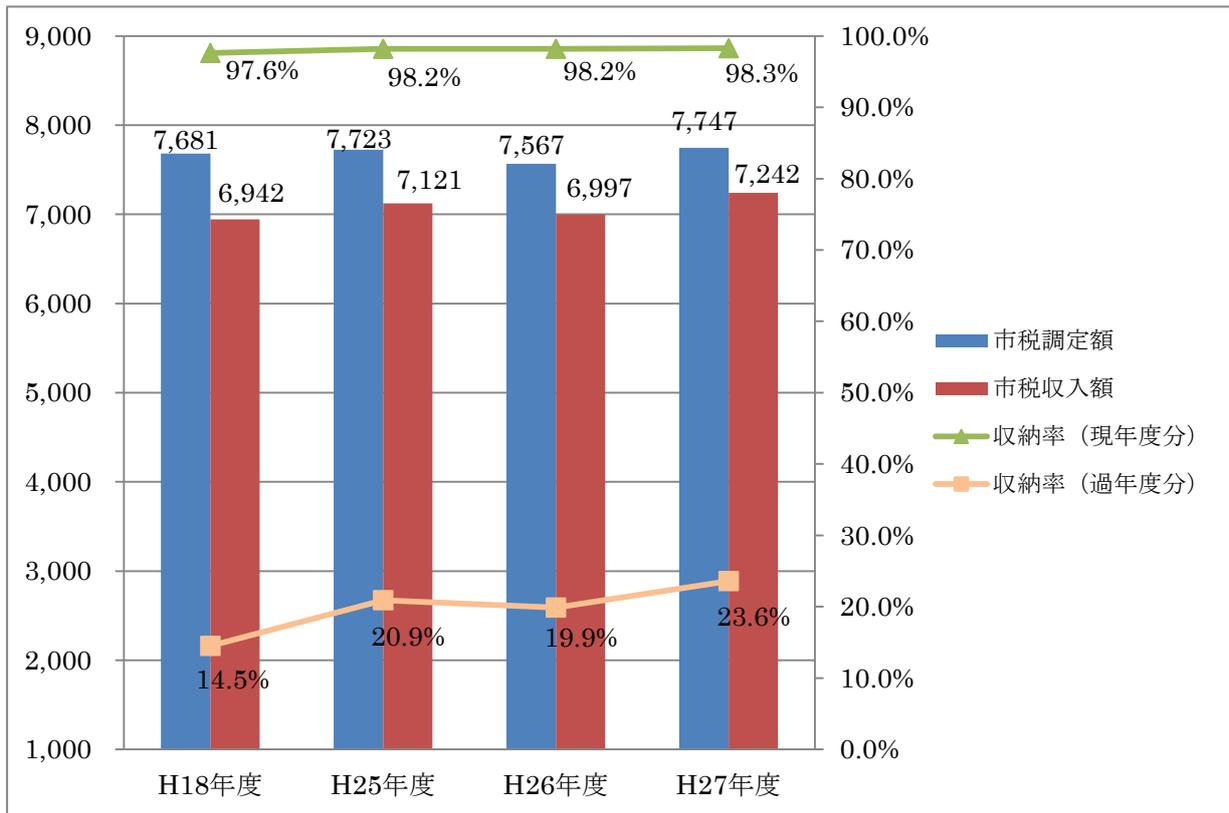
普通会計歳入決算額の推移

(単位：百万円)



## 収納率の推移

(単位：百万円)



※1 一般会計と公営事業会計を除く特別会計を統合した地方の財政統計上、统一的に用いられる会計。各地方公共団体間の財政比較が可能となるように、この普通会計という共通の基準が設けられていますが、平成25年度以降、本市の普通会計の範囲は、一般会計と等しくなっています。

### ●普通会計歳出の状況

歳出の状況は、第1次北杜市行政改革大綱初年度（平成18年度）と平成27年度を比較すると、人件費は職員定員適正化計画の推進などにより減少傾向にあります。扶助費については、高齢化の進展や経済状況などによる生活保護費や障害福祉サービス費の増、支給対象年齢引き上げによる子ども医療費の増に加え、消費税引き上げに伴う低所得者等の負担を軽減するための臨時福祉給付金などにより増加しています。

公債費については、将来の負担軽減と財政の健全化を図るため、積極的な繰上償還を行っています。

また、普通建設事業費については、事業削減に努めていますが、一方で、小淵沢駅舎改築・駅前広場整備、学校施設整備や子育て支援住宅等の整備など、合併特例事業債などの有利な財源を活用しながら、将来の市の発展に向けた大型な建設事業も進められています。

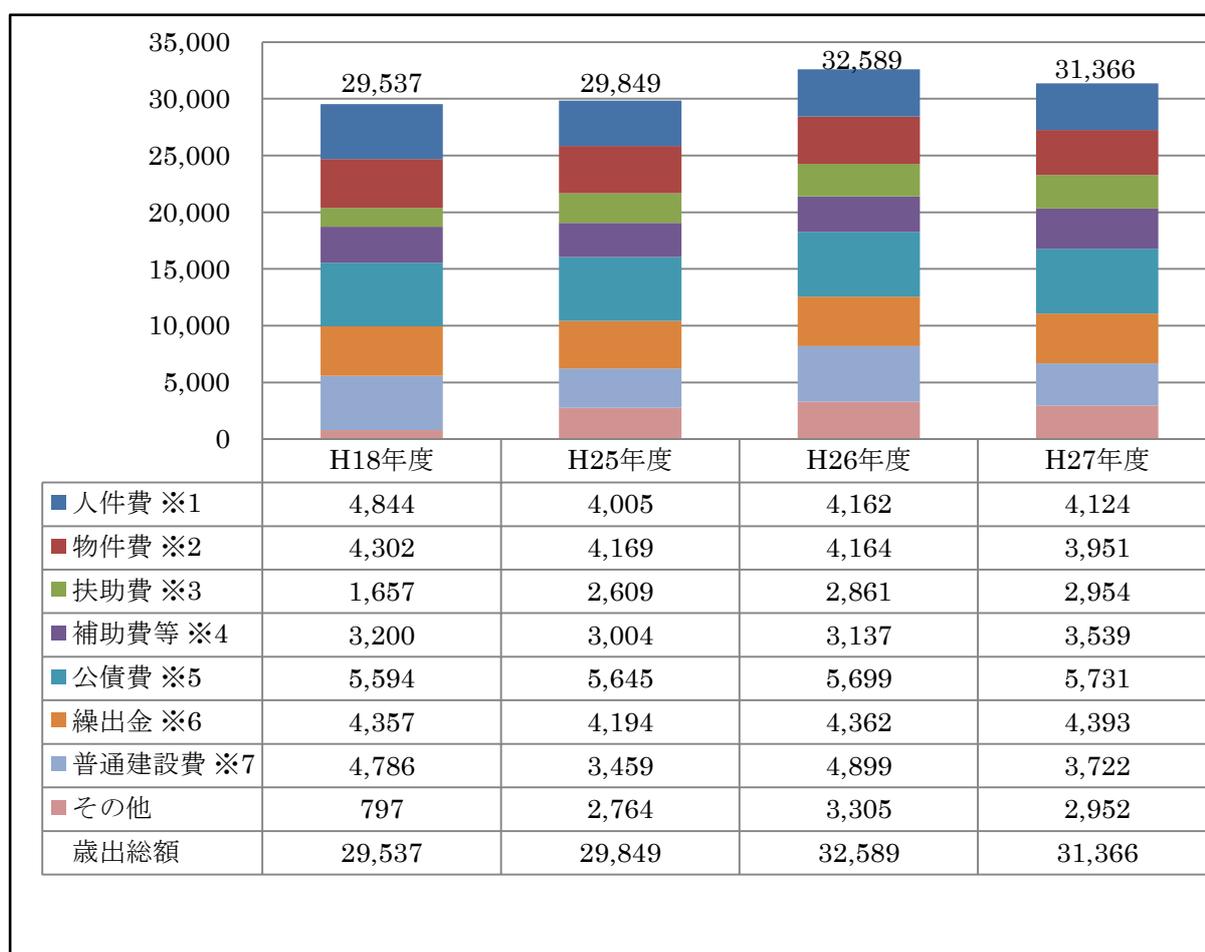
その他の歳出では、将来を見据え、目的にあった活用ができるよう、歳入歳出の状況を見ながら、減債基金などの基金へ積み立てています。

しかし、合併に伴う財政的なメリットが無くなっていくことに伴い、従来の規模での繰上償還及びそのための基金の積立は困難になっていきます。

また、公共施設及びインフラに関する維持・更新に係る経費の増大も見込まれる状況にあります。

### 普通会計歳出決算額の推移

(単位：百万円)



- ※1 職員の給与や議員・各種委員に対して支払われる報酬などです。
- ※2 消耗品費などの需用費や委託料など市が支払う消費的性質のお金です。
- ※3 市が生活保護法、児童保護法、老人福祉法などにに基づき支給するお金です。
- ※4 報償費、負担金、補助金などです。
- ※5 市が借り入れた地方債の元金や利子の償還などに使われるお金です。
- ※6 普通会計と特別会計または特別会計相互間において支出されるお金です。
- ※7 道路、橋、公共施設などの新設、増設、改良事業費や事業用地の購入費などのお金です。

## ●財政指標の状況

経常収支比率は、合併前の施設整備に伴う起債の据置期間が終了し、元利償還金が増加した平成22年度には86.7%まで悪化しましたが、これまで実施してきた市債の繰上償還などにより定時償還の元利償還金が減少したことから、平成27年度には、82.6%まで改善されました。

財政力指数は、近年ほぼ横ばい傾向となっています。

実質赤字比率と連結実質赤字比率は、普通会計及び公営企業を含めた市の会計全体が赤字でないことから、いずれも数値は算定されていません。

実質公債費比率は、これまで実施してきた市債の繰上償還などにより定時償還の元利償還金が減少したことなどから、平成23年度以降は、起債にあたり県の許可が必要となる18%の基準を下回っており、平成27年度には9.1%と大幅に改善されました。

将来負担比率も、市債の繰上償還などによる市債残高の減少により、将来負担額が一般財源総額の1年分であることを意味する100%を大きく下回る水準となっており、平成27年度には5.1%と大幅に改善されました。

### 財政指標の推移（普通会計ベース）

項目 \ 年度	H18	H22	H23	H24	H25	H26	H27
経常収支比率 ※1	82.6%	86.7%	83.0%	82.7%	82.4%	85.0%	82.6%
財政力指数 ※2	0.441	0.452	0.440	0.440	0.448	0.451	0.446
実質赤字比率 ※3	-	-	-	-	-	-	-
連結実質赤字比率 ※4	-	-	-	-	-	-	-
実質公債費比率 ※5	19.4%	18.8%	17.5%	15.5%	12.9%	11.0%	9.1%
将来負担比率 ※6	-	108.4%	99.5%	79.4%	52.8%	26.9%	5.1%

※1 人件費、扶助費、公債費等の義務的経費に、地方税、普通交付税などの経常的な収入が、どの程度の割合で使用されているかにより、財政構造の弾力性を判断する指標。

※2 地方公共団体の財政基盤の強弱を示す指数。標準的な行政活動に必要な財源をどれくらい自力で調達できるかを表し、1を超える場合には、普通交付税の交付を受けないこととなります。

※3 収入に対しての赤字額が、どの程度だったのかを示す指標。

※4 収入に対して公営企業会計も含めた市の会計全体の収支の赤字額が、どの程度だったのかを示す指標。

※5 一般会計等が負担する公債費（借入金の返済額）や公営企業会計への繰出金などのうち公債費に相当するものを含めた額の、標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で見込まれる一般財源の規模）に対する割合の3年平均の比率。

※6 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債（公営企業や公社等を含めた、地方債や退職手当などの将来支払う可能性があるもの）の、標準財政規模に対する比率。

●基金残高の状況

財政調整基金は、第1次行政改革大綱初年度（平成18年度）と平成27年度を比較すると約14億600万円、減債基金は約10億9,000万円、その他基金は約63億8,400万円（合併特例事業債を財源とする、まちづくり振興基金の約41億4,400万円等）とそれぞれ大幅に増加しています。

今後、合併に伴う特例措置の終了を見据え、市債の繰上償還や公共施設整備の円滑な実施を行う財源調整の手段として、財政調整基金や減債基金、公共施設整備基金などを有効に活用する必要があります。

基金残高の推移（普通会計ベース）

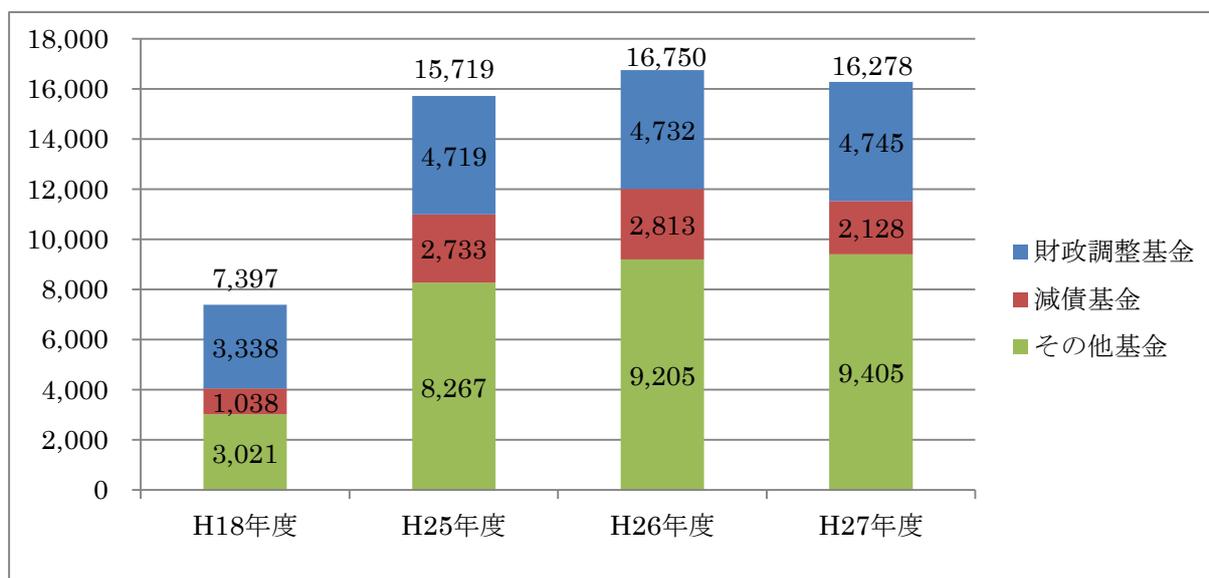
（単位：百万円）

年度 項目	H18	H22	H23	H24
財政調整基金	3,338	4,683	4,701	4,708
減債基金	1,038	1,655	2,519	2,532
その他基金	3,021	6,872	7,040	7,460
合計	7,397	13,210	14,260	14,700

年度 項目	H25	H26	H27
財政調整基金	4,719	4,732	4,745
減債基金	2,733	2,813	2,128
その他基金	8,267	9,205	9,405
合計	15,719	16,750	16,278

（単位：百万円）



●市債残高の状況

市債残高は、ピーク時の平成17年度末の約1,009億円から、平成27年度末には約674億円に、約335億円減少しています。

これは平成18年度以降、3次にわたる行財政改革大綱などに基づき、市債発行の抑制、積極的な繰上償還の実施等を進めてきた成果です。

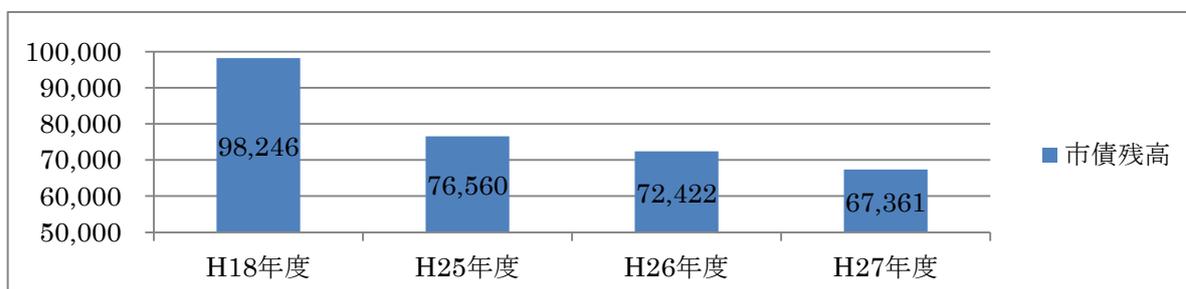
一方、上下水道事業の市債残高は約393億円であることから、市民1人当たりの市債残高は他市に比べて依然として高い水準となっているため、より一層の市債残高削減に努める必要があります。

市債残高の状況 (全会計ベース)

(単位：百万円)

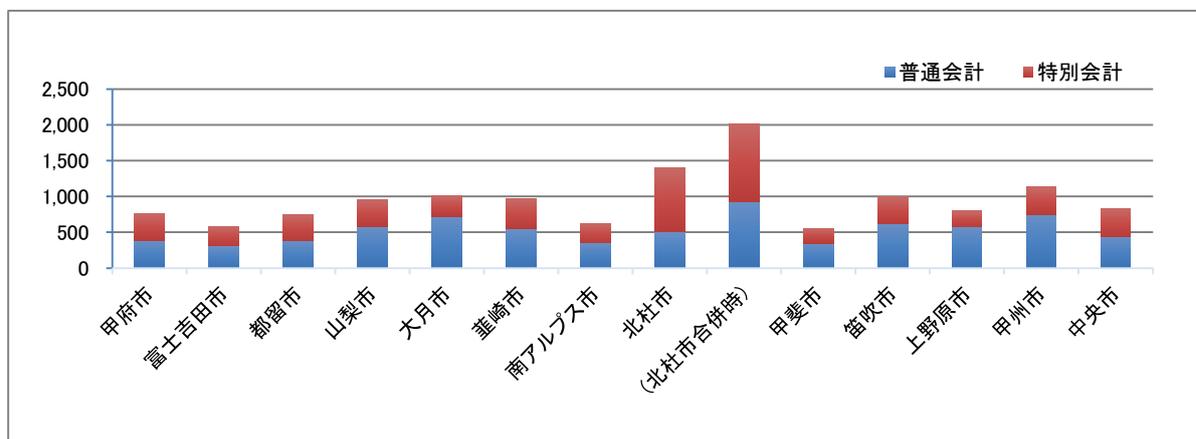
H18年度末	H22年度末	H23年度末	H24年度末
98,246	87,441	84,174	80,935
H25年度末	H26年度末	H27年度末	
76,560	72,422	67,361	

(単位：百万円)



県内13市における市民一人当たりの市債残高対比表 (H27年度末現在)

(単位：千円)



### 3 職員定員管理及び給与水準の状況

#### ●定員管理の状況

平成18年4月1日現在、病院を含む総職員数は860人でしたが、「第1次北杜市定員適正化計画」及び「第2次北杜市定員適正化計画」を策定し、継続的に事務事業の見直しや組織・機構改革等に取り組む中で人件費の削減や行政組織のスリム化に努めてきました。

第1次計画期間では、一般行政部門における職員数の大幅な削減を行い、基準年である平成17年度の職員数から80人を削減し、平成22年4月1日現在における職員数を796人（削減率9.1%）としました。また、第2次計画においては、市民の安心安全に直結する病院部門を除いて定員適正化計画を策定し、基準年である平成22年度から37人を削減し、平成28年4月1日現在の職員数は570人（削減率6.1%）を達成することができました。

今後においても、本市の財政健全化を図る必要があることから、「第3次北杜市定員適正化計画（H28年度～H32年度）」に基づき、定員の適正化に取り組めます。なお「北杜市上下水道事業地方公営企業法適用化基本計画」に基づく上下水道事業の地方公営企業法適用化などに伴い、事務事業の見直しによる組織・機構改革等を予定しており、必要に応じて計画数値を見直すこととします。

なお、類似団体と比較して本市は職員数が多い状況ではありますが、県内最大の面積を有する地域特性などから、8つの総合支所に加え、15保育（分）園など施設数が多いことなどが大きな要因であります。

#### 職員の推移

（単位：人）

年 度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
職員数	697	677	654	637	613	607	590	587	576	572	568	570
職員数 （含む病院部門）	876	860	834	816	797	796	777	781	765	776	780	772

## 職員の状況（第3次北杜市定員適正化計画）

（単位：人）

年 度	H27	計画年度				
	(実数)	H28	H29	H30	H31	H32
目標人数 (除く病院部門、診療所)	562	564	560	557	555	552

※第3次北杜市定員適正化計画では市民の安心安全に直結することから病院部門及び診療所の職員数を除いてあります。

※職員数は各年4月1日です。

## 人件費の明細

（単位：百万円）

年度	H18	H25	H26	H27
予算額	5,120	4,320	4,302	4,316

※各会計に計上している職員に係る人件費総額（給料、職員手当等、共済費）です。

※病院事業、辺見診療所及び白州診療所特別会計は除きます。

（参考）

### ●給与水準の状況

本市の一般行政職の職員の給与額を同等の職種、経歴に相当する国家公務員の給与額を100として比較した場合に算出されるラスパイレス指数は、国と比較すると1ポイント程度低くなっています。

### ラスパイレス指数の推移

年度 項目	H18	H26	H27	H28
北 杜 市	93.3	98.1	98.4	98.9
県内平均(市)	95.8	97.4	97.6	98.1

※年度については4月1日現在です。

## 4 公共施設の状況

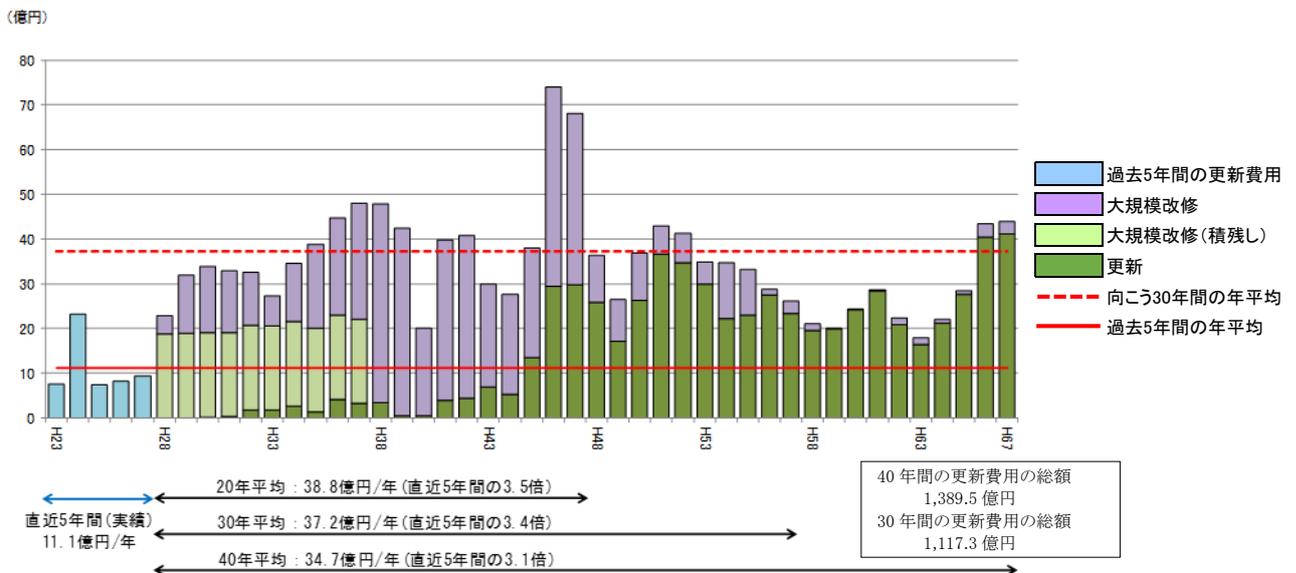
本市の保有する公共施設は361施設あり、延床面積は506,212㎡となっています。延床面積の内訳は、産業系施設が全体の30.6%を占め、次いで学校教育施設が23.8%、市営住宅の17.4%の順に多くなっており、この3分類で全体の7割以上を占めています。

市民1人当たりの行政財産（建物）は8.7㎡であり、県内市平均（4.2㎡）と比べ約2.1倍多いという状況です。

一方、建物の標準的な耐用年数を60年（総務省試算より）と仮定しますと、大規模改修の目安となる築30年以上経過した施設は、現時点では27.1%ですが、仮に平成28年度末現在の延床面積をそのまま保持した場合、20年後には89.0%となり、今後急速に老朽化が進行することが見込まれます。

今ある公共施設を全て更新した場合の向こう30年間の更新費用を推計しますと、約1,117億円であり、1年当たり約37.2億円の経費が必要となります。この37.2億円は、直近5年間の年平均値である11.1億円（実績値）の約3.4倍に相当します。

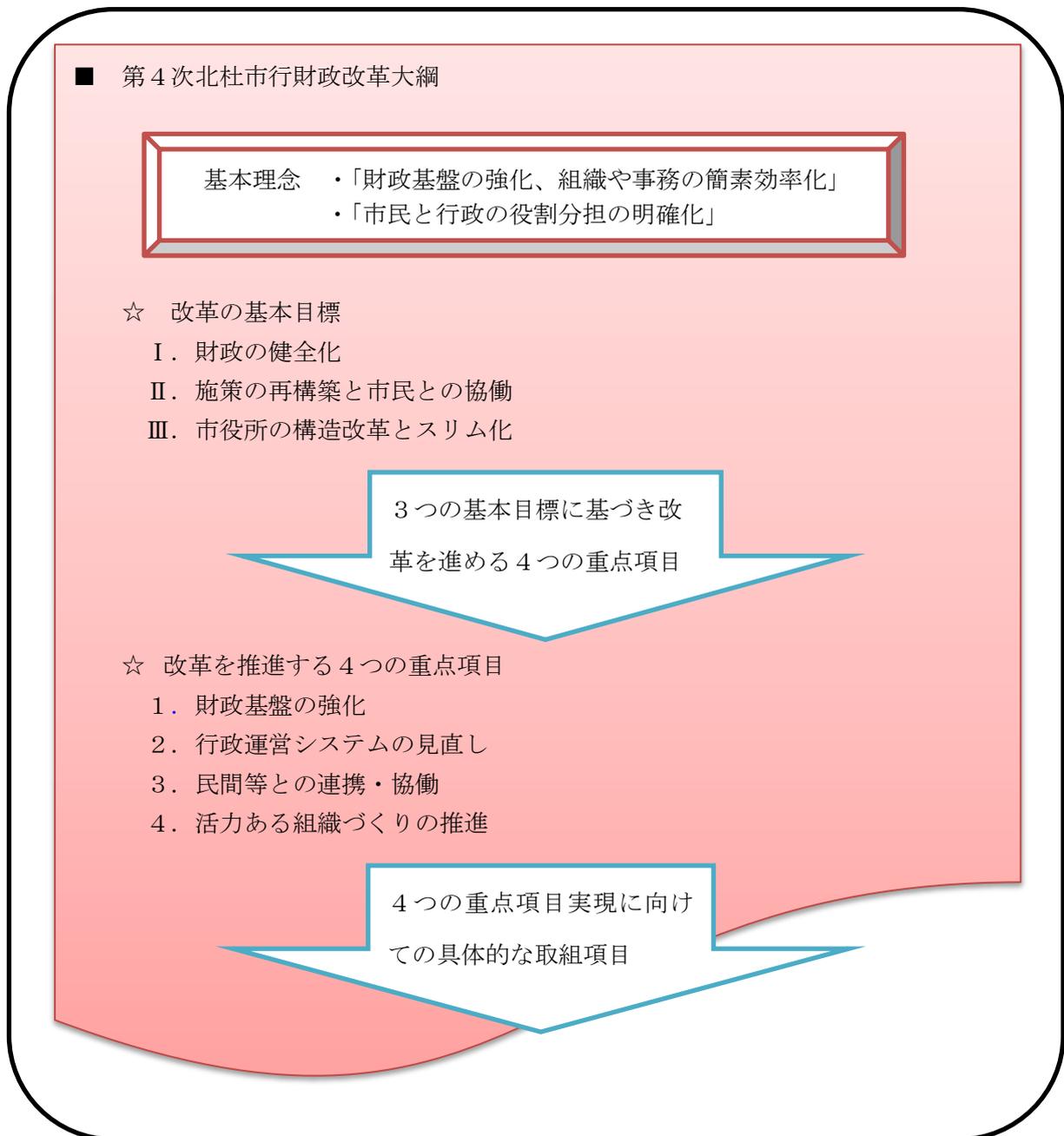
### 公共施設の将来の更新費用の推計



## 第5 行財政改革アクションプランの取り組み

第4次行財政改革アクションプランは、最小の経費で最大の効果が上げられるよう、引き続き、「財政基盤の強化、組織や事務の簡素効率化」と「市民と行政の役割分担の明確化」を基本理念に、3つの基本目標達成のため、新たに4つの重点項目を定め、行財政改革に全庁的に取り組みます。

### 1 第4次北杜市行財政改革大綱の体系図



■第4次行財政改革アクションプラン進捗管理シート

No.		課、担当・氏名		
取組内容	基本項目			
	細目			
	担当課			
	具体的な内容			
	指標(数値目標)			
	スケジュール	平成29年度	平成30年度	平成31年度
取組の実施計画				

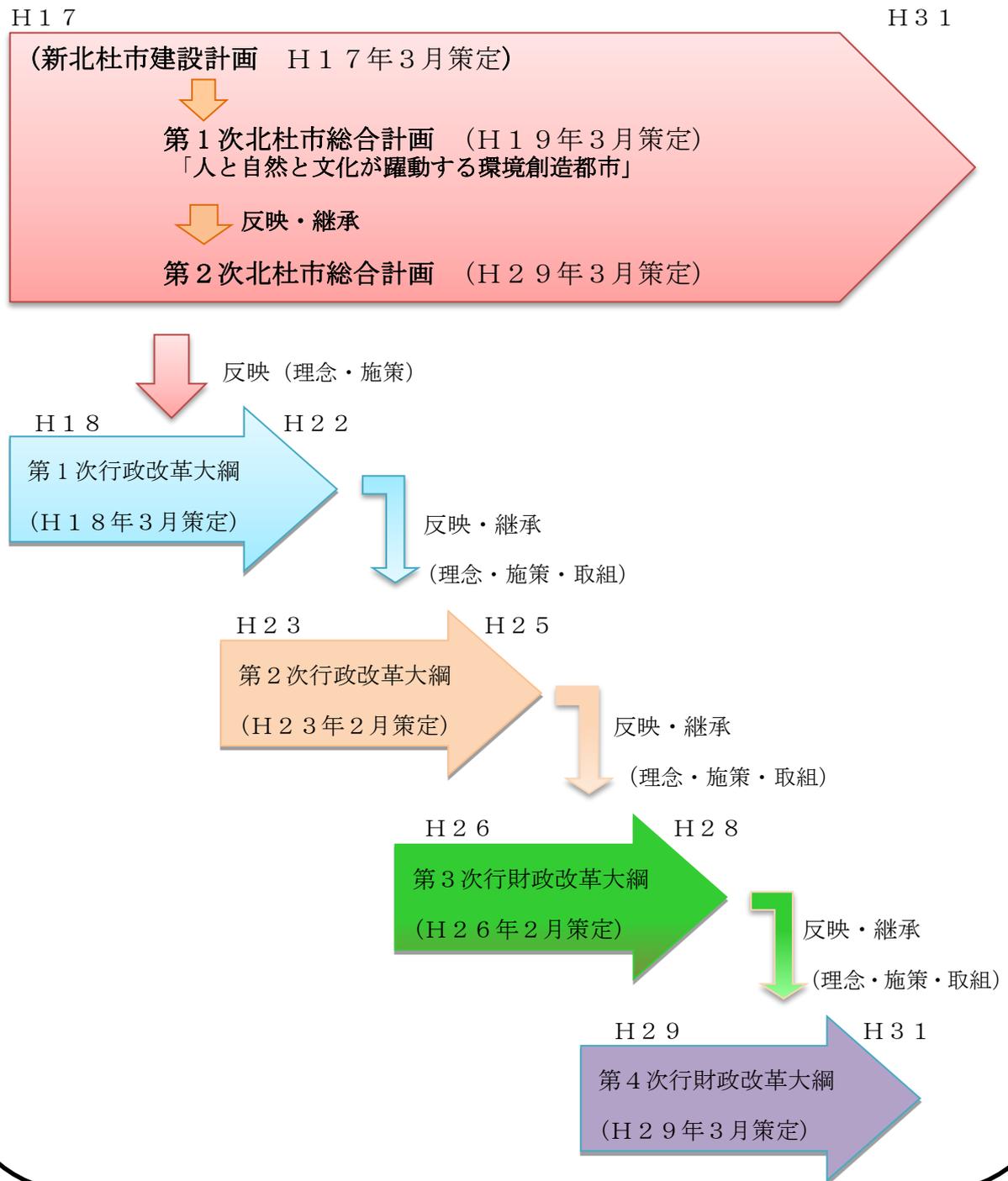
当該年度の実施計画・実績		平成〇〇年度 前期(4月～7月)	平成〇〇年度 中期(8月～11月)	平成〇〇年度 後期(12月～3月)
	手段 (実施計画)			
	活動 (取組実績)			
	期別活動状況			

※年度取組実績	取組指標 (数値目標)達成度	
	今後の課題等	
	次年度以降 の取組方針	

## 2 実施期間

めまぐるしい経済情勢の変化や人口減少、厳しい財政状況を踏まえた中で、必要な行政サービスを維持しつつ行財政改革を進める必要があることから、実施期間を平成29年度から平成31年度までの3年間とすることとします。

### ■ 総合計画と行財政改革大綱の位置づけ



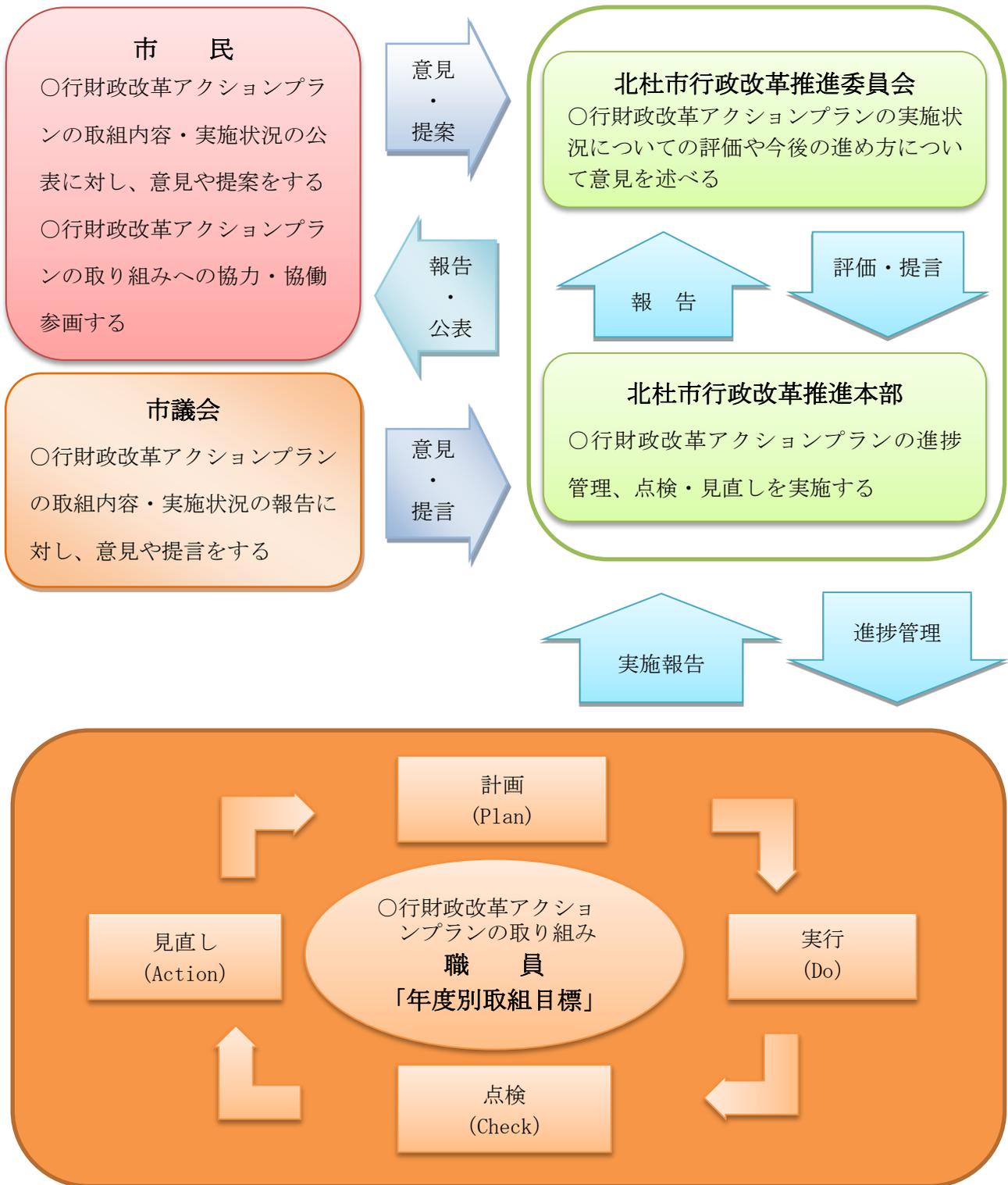
### 3 推進体制

---

内部の推進体制については、所管課において実施年度ごとに実施目標を定め、PDCAサイクルに基づき毎年度見直しを行うとともに、外部環境変化を反映した取組項目の完了、修正、追加、指標（数値目標）の時点更新等を行っていくこととします。

また、庁内組織である「北杜市行政改革推進本部」において進捗管理を着実にを行うとともに、外部の視点から適正な進捗管理を図るべく、諮問機関である「北杜市行政改革推進委員会」において進捗状況のチェック及び評価・提言をいただく中で、アクションプランの推進を図ります。また、毎年度の取組状況を市議会に報告し、市ホームページを通じて市民に公表していきます。

■ 第4次行財政改革アクションプランの推進体制



## 第6 改革の基本目標

### I. 財政の健全化

人件費等の削減や繰出金の抑制、歳出の徹底した削減を行うとともに、市債残高の削減及び収納率の向上など自主財源の確保等に努め、強固で弾力性のある財政基盤を構築し、健全な市財政を確立します。

### II. 施策の再構築と市民との協働

行政と市民との役割分担を見直しながら、施策の再構築を図るとともに、市民との協働による行政運営を推進します。

### III. 市役所の構造改革とスリム化

右肩上がりの成長時代に築かれた行政システムの構造を改革し、創造的な自治体経営のシステムを構築します。併せて、簡素で効率的な組織機構を確立し、スリムで活力のある市役所を築きます。

## 第7 改革を推進する重点項目

行財政改革に取り組む3つの基本目標に基づくとともに、これまでの本市の行政改革の経緯と実情を踏まえた上で、社会情勢の変化や新たな行政課題に対応する必要があります。

また、将来にわたり持続可能な行政運営が求められることから、4つの重点項目に基づき全庁的に行財政改革に取り組みます。

### 1. 財政基盤の強化

安定した行政運営を行うため、将来にわたって持続可能な財政基盤を確立し、自主性・自立性の高い健全な財政運営を確保する必要があります。

将来にわたって、市民に優良なサービスを持続的に実施していくためには、経費削減に努めるだけではなく、安定した財源の確保を図ることが必要なため、市税等の収納率の向上、民間資金等の獲得、保有している財産の効率的な活用などを進めます。

#### ●取組項目

- ①健全化判断比率の改善
- ②歳出の抑制
- ③市債発行の抑制
- ④公営企業の経営改善
- ⑤収納率の向上
- ⑥自主財源の確保と受益者負担の適正化

### 2. 行政運営システムの見直し

行政事務の効率化・高度化を図り、市民サービスの向上に資するため、新たな行政ニーズに対応した組織の整備や類似した事務の整理等を行い、より効率化を目指した運営システムを進めます。

また、公共施設等総合管理計画及び公共施設最適配置に向けての基本方針に基づき、適正な施設配置と施設保有量のスリム化に努めます。

#### ●取組項目

- ①公共施設等総合管理計画の推進

- ②電子自治体の推進
- ③効率的な行政運営体制の確立
- ④統一的な基準による地方公会計の活用

### 3. 民間等との連携・協働

民間等も含めた地域の多様な主体との協働・連携による効率的・効果的な事業の実施を推進するため、行政との役割分担を明確にし、市民等がより幅広い活躍を可能とするための仕組みを構築します。

#### ●取組項目

- ①補助金公募制度の推進
- ②民間活力の活用
- ③市印刷物等への広告掲載の推進

### 4. 活力ある組織づくりの推進

限られた職員で効果的な行政運営を進めるため、適正な職員数を配置するとともに、人財<sup>※1</sup>の育成に努め、職員一人ひとりが主体的に業務に取り組むことができるよう研修等を通じ資質の向上を図り、積極的に地域に溶け込み、地域づくりに貢献できる職員の育成などに努めます。

#### ●取組項目

- ①定員適正化計画の推進
- ②人事評価制度の促進
- ③人財育成の充実
- ④子育て等を支援する職場環境の向上
- ⑤再任用・嘱託職員等の活用

※1 業務遂行能力が高く、さらなる成長も期待でき、組織として財産となる人材を言う。

## 第8 財政の中・長期見通し

### 1 現時点での財政状況の把握

---

#### ●普通交付税の特例措置終了に伴う影響額

普通交付税は、市町村合併の特例措置として、合併後10年間は手厚く配分され、その後の5年間で段階的に縮減されることとなっています。

本市の場合は、平成27年度から段階的縮減が始まっており、原則的に平成32年度には普通交付税の特例措置の全てがなくなります。

この特例措置終了後の影響額は、現時点で確定的に金額が定められているというものではなく、現行の地方財政制度に何の変更もなく、かつ、本市の収入や支出の状況に変動がないと仮定した場合、平成28年度の交付税制度による試算では、約25億円となります。

#### ●合併市町村に関する普通交付税の算定方法の見直し

特例措置終了に伴う影響額については、第3次行財政改革大綱では平成25年度の交付税制度に当てはめて約45億円と推計していましたが、平成の合併により市町村の面積が拡大するなど市町村の姿が大きく変化しており、合併時点では想定されなかった新たな財政需要が生じているとして、平成26年度から合併市町村に関する普通交付税の算定方法が順次見直され、平成28年度の交付税制度に当てはめると、影響額は約25億円との推計になり、結果的に特例措置終了後の「実質交付税＝普通交付税＋臨時財政対策債」が段階的縮減前に比べて約25億円の減少になる見込みとなっております。

#### ●普通会計の実質単年度収支の状況と今後の見込み

普通交付税の特例措置終了を見据えた対応を検討するにあたり、現在まで取り組んできた行財政改革を踏まえた、実質的な「財政の余裕」を示す「普通会計の実質単年度収支」の状況を把握することが重要であります。

実質単年度収支とは、歳入歳出決算額から、翌年度へ繰り越すべき財源や、基金への積立額、基金の取崩額、あるいは繰上償還といった、当該年度の決算を評価する上で、除外すべき金額を控除又は加算した額となります。

本市の、平成27年度決算における実質単年度収支は、32億8千万円余の(注)の黒字となっていますが、普通交付税の段階的縮減等に伴い、今後の実質単年度収支については急激な縮小が見込まれています。

また、元利償還金の70%が後年度の普通交付税で措置される有利な起債である合併特例事業債の発行期限が平成32年度までとなっており、その後交付税措置額が逡減していくことや、公共施設及びインフラ（上下水道を含む）に関する維持・更新に係る経費が増大する見通しであることなども、将来的に実質単年度収支が減少していく要因となっています。

(注) 総務省が行う「地方財政状況調査（決算統計）」の実質単年度収支と、上記の本市が独自に計算する実質単年度収支とは、除外すべき項目の範囲が異なるため、一致していません。

## 2 第4次行財政改革アクションプランの実行を前提とした見通し

### ●中・長期の財政見通し

このような状況を踏まえ、将来的に持続可能な財政運営を行っていくためには、可能な限りの財政健全化策を講じた上で、普通交付税の特例措置終了後の「財政の余裕」を推計し、毎年の予算編成等に生かしていく必要があります。

そこで、第4次行財政改革アクションプランの実行を前提とした、普通会計の中・長期財政見通し（別表1）を、次の基本的な考え方にに基づき推計しました。

なお、この推計値については現時点の理論値であり、今後、国の財政状況等の影響で交付税の総額が圧縮されるなどの、地方財政制度の変更等に大きく影響されるものです。

したがって、中・長期財政見通しにつきましては、毎年ローリングを行うこととします。

#### <推計に当たっての基本的な考え方>

- ① 税金など基準財政収入額として算定される歳入項目は、基本的には平成28年度の普通交付税の算定に基づく金額で固定しました。これは、普通交付税の算定において前年度の税金の増減が一定程度調整される仕組みがあることから、中・長期的には税金を固定して推計したとしても、実質単年度収支の推移に大きな影響が生じないと考えられるためです。

- ② 地方交付税については、平成28年度の交付税制度を前提として推計することとし、合併市町村の普通交付税の算定方法の見直しを踏まえた上で、普通交付税の段階的縮減を反映しているほか、起債の元利償還金にかかる交付税措置額の試算結果も加味しています。
- ③ 地方債については、臨時財政対策債を除き過去の実績を踏まえ推計することとし、合併特例事業債や過疎対策事業債が活用できなくなる平成33年度からは交付税措置のない起債を前提として推計しました。また、臨時財政対策債については、各年度の実質収支が一定の水準を維持できるよう発行額を推計しました。
- ④ 扶助費及び維持補修費は、将来的に増加が避けられないと考え、一定の伸び率を反映させました。
- ⑤ 公債費については、過去の市債の発行・償還及び今後の見込みを踏まえて推計しています。
- ⑥ 物件費については、平成27年度決算額を基準として、北杜市総合戦略やハケ岳定住自立圏共生ビジョンに掲げる事業について、平成31年度までの計画期間中、同事業に係る一般財源相当額を加算しています。
- ⑦ 普通建設事業費については、各年度における大型事業の有無などにより年度間の変動が顕著なことから、平成24年度から平成27年度の平均値をもとに、既に実施を決定している、小淵沢駅舎改築・駅前広場整備事業、子育て支援住宅、就業促進住宅、高根統合小学校整備、長坂駅バリアフリー化などの大型建設事業に係る経費を加えています。（財源となる国庫補助金や起債などについても同様に、平成24年度から平成27年度の平均値をもとに、大型事業に係る財源を反映しています）。
- ⑧ 繰出金については、最も金額が大きい平成28年度予算額をベースとし、地方公営企業法適用化後に上下水道事業の施設改良が本格化することを想定して、その影響を見込みました。

⑨ 積立金は、今後の繰上償還の見込み額等を踏まえて推計することとし、人件費などその他の歳出項目については、基本的に平成27年度決算額を基に推計しています。

⑩ 収支の改善に寄与するアクションプランの取組項目は、計画どおり実施した場合の効果額を加味しています。

⑪ なお、平成28年度策定の公共施設等総合管理計画に基づく施設の更新・統廃合に必要な事業費については、各個別計画策定後に反映することとしています。

以上の条件で作成した中・長期見通しでは、普通交付税の特例措置が全てなくなる平成32年度の実質単年度収支においても黒字を確保できる見込みとなりました。

一方で、元利償還額の7割が後年度の普通交付税に算入されている合併特例事業債の発行が終了し、その償還が進むにつれ普通交付税で措置される額が減少する（＝その分の普通交付税が減額となる）こと等から、平成35年度以降は実質単年度収支が赤字に転じる見込みとなっています。

第3次行財政改革大綱までは、「普通交付税の段階的縮減後の実質単年度収支について黒字確保」を当面の目標として財政健全化を進めてきましたが、第4次行財政改革大綱からは、「合併特例事業債の発行期限後の対応」「上下水道事業の地方公営企業法適用化以降の施設改良への対応」「公共施設等総合管理計画に基づく施設の更新・統廃合への対応」などを視野に入れた取り組みを「財政健全化の第2ステージ」ととらえ、将来的に持続可能な財政運営に向けた対策を進めていく必要があります。

普通会計の中・長期財政見通し(別表1)

(単位:百万円)

項 目		H27決算	H28予算	H29	H30	H31	H32
歳 入	地方税	7,242	7,222	7,232	7,242	7,244	7,244
	地方交付税	12,331	11,227	11,033	10,590	10,322	10,076
	うち普通交付税	11,145	10,227	10,033	9,590	9,322	9,076
	特別交付税	1,186	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	臨財債	0	0	0	200	500	800
	国・県支出金	4,882	4,075	4,947	4,826	4,875	4,928
	使用料・手数料	683	677	713	721	744	744
	繰入金	2,560	3,011	977	588	388	188
	繰越金	863	1,203	962	850	854	776
	地方債(臨財債を除く)	1,857	4,990	3,248	2,217	2,086	2,086
	その他	2,352	2,239	2,382	2,379	2,377	2,377
歳 入 計(A)	32,769	34,645	31,495	29,614	29,391	29,219	
歳 出	人件費	4,124	4,245	4,102	4,089	4,081	4,081
	扶助費	2,954	3,019	3,086	3,154	3,223	3,295
	公債費	5,731	4,928	3,652	3,253	3,216	3,016
	物件費	3,951	4,145	4,228	4,194	4,160	3,850
	維持補修費	854	908	920	955	991	1,029
	補助費等	3,538	3,640	3,538	3,538	3,538	3,538
	積立金	2,063	1,311	411	211	211	211
	繰出金	4,393	4,661	4,661	4,661	4,661	4,661
	普通建設事業費	3,722	6,623	5,825	4,483	4,312	4,579
	うち補助事業	1,592	1,919	3,107	2,289	2,138	2,138
	単独事業	2,130	4,704	2,718	2,194	2,174	2,441
	災害復旧費	35	5	22	22	22	22
	その他	0	0	0	0	0	0
歳 出 計(B)	31,366	33,484	30,445	28,560	28,415	28,281	

歳入歳出差引(A)-(B)	①	1,403	1,162	1,050	1,054	976	939
翌年度に繰り越すべき財源	②	200	200	200	200	200	200
実質収支 ①-②	③	1,203	962	850	854	776	739
前年度の実質収支	④	863	1,203	962	850	854	776
単年度収支 ③-④	⑤	340	△ 241	△ 112	4	△ 78	△ 37
基金積立額	⑥	2,063	1,311	411	211	211	211
基金積立額に対する特定財源	⑦	106	106	106	106	106	106
基金取崩額	⑧	2,536	2,588	977	588	388	188
繰上償還額	⑨	2,350	1,863	700	400	200	0
臨財債未発行額	⑩	1,176	879	879	679	379	159
実質単年度収支	⑪	3,287	1,118	795	600	218	39

※実質単年度収支⑪  
=⑤+⑥-⑦-⑧+⑨+⑩

基金残高	16,278	15,001	14,434	14,057	13,881	13,904
うち財政調整基金	4,745	4,758	4,771	4,784	4,797	4,810
減債基金	2,128	1,365	871	477	283	289
公共施設整備基金	2,733	2,239	2,153	2,157	2,160	2,164
庁舎建設基金	1,759	1,762	1,765	1,768	1,772	1,775
合併特例債基金	4,145	4,146	4,146	4,147	4,148	4,148
その他特目基金	768	731	728	724	721	718

市債残高	24,421	24,763	24,619	24,036	23,648	23,753
<参考>市債残高(上下水道)	39,376	38,239	37,167			

※項目ごとに百万円単位で端数調整しているため、各項目の集計値と合計は一致しない場合があります。

(単位:百万円)

項目	H33	H34	H35	H36	H37	H38	
歳入	地方税	7,244	7,244	7,244	7,244	7,244	7,244
	地方交付税	10,143	10,104	9,790	9,563	9,228	8,973
	うち普通交付税	9,143	9,104	8,790	8,563	8,228	7,973
	特別交付税	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	臨財債	600	600	959	959	959	959
	国・県支出金	4,983	5,039	5,095	5,154	5,213	5,274
	使用料・手数料	744	744	744	744	744	744
	繰入金	188	188	188	188	188	188
	繰越金	739	778	896	767	392	△ 372
	地方債(臨財債を除く)	2,086	2,086	2,086	2,086	2,086	2,086
	その他	2,377	2,377	2,377	2,377	2,377	2,377
歳入計(A)	29,104	29,160	29,379	29,082	28,431	27,472	
歳出	人件費	4,081	4,081	4,081	4,081	4,081	4,081
	扶助費	3,367	3,441	3,517	3,595	3,674	3,755
	公債費	3,122	2,945	2,925	2,882	2,871	2,746
	物件費	3,850	3,850	3,850	3,850	3,850	3,850
	維持補修費	1,068	1,108	1,151	1,194	1,240	1,287
	補助費等	3,538	3,538	3,538	3,538	3,538	3,538
	積立金	105	105	105	105	105	105
	繰出金	4,661	4,661	4,911	4,911	4,911	4,911
	普通建設事業費	4,312	4,312	4,312	4,312	4,312	4,312
	うち補助事業	2,138	2,138	2,138	2,138	2,138	2,138
	単独事業	2,174	2,174	2,174	2,174	2,174	2,174
	災害復旧費	22	22	22	22	22	22
	その他	0	0	0	0	0	0
歳出計(B)	28,126	28,064	28,412	28,490	28,604	28,607	

歳入歳出差引(A)-(B)	①	978	1,096	967	592	△ 172	△ 1,135
翌年度に繰り越すべき財源	②	200	200	200	200	200	200
実質収支 ①-②	③	778	896	767	392	△ 372	△ 1,335
前年度の実質収支	④	739	778	896	767	392	△ 372
単年度収支 ③-④	⑤	39	118	△ 129	△ 375	△ 764	△ 963
基金積立額	⑥	105	105	105	105	105	105
基金積立額に対する特定財源	⑦	0	0	0	0	0	0
基金取崩額	⑧	188	188	188	188	188	188
繰上償還額	⑨	0	0	0	0	0	0
臨財債未発行額	⑩	359	359	0	0	0	0
実質単年度収支	⑪	315	394	△ 212	△ 458	△ 847	△ 1,046

※実質単年度収支⑪

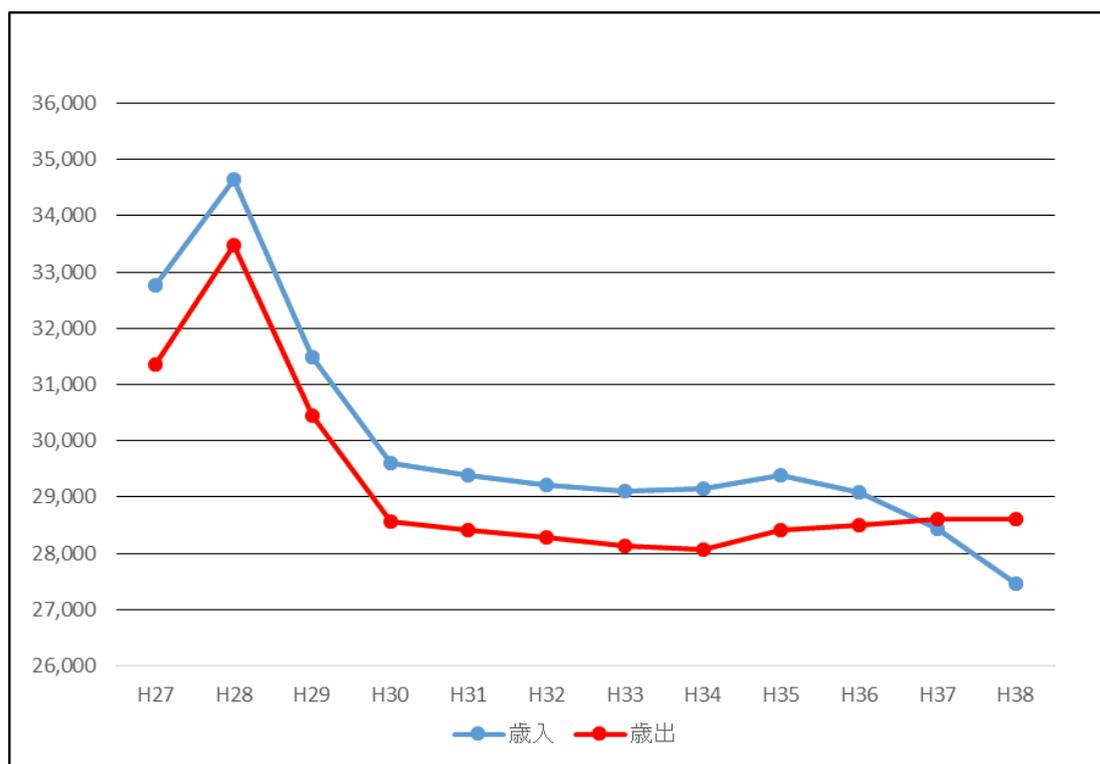
$$=⑤+⑥-⑦-⑧+⑨+⑩$$

基金残高	13,822	13,738	13,657	13,575	13,491	13,409
うち財政調整基金	4,823	4,836	4,849	4,862	4,875	4,888
減債基金	295	301	307	313	319	325
公共施設整備基金	2,168	2,171	2,175	2,179	2,182	2,186
庁舎建設基金	1,778	1,781	1,785	1,788	1,791	1,794
合併特例債基金	4,149	4,149	4,150	4,151	4,151	4,152
その他特目基金	609	500	391	282	173	64

市債残高	23,550	23,524	23,880	24,285	24,706	25,258
------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

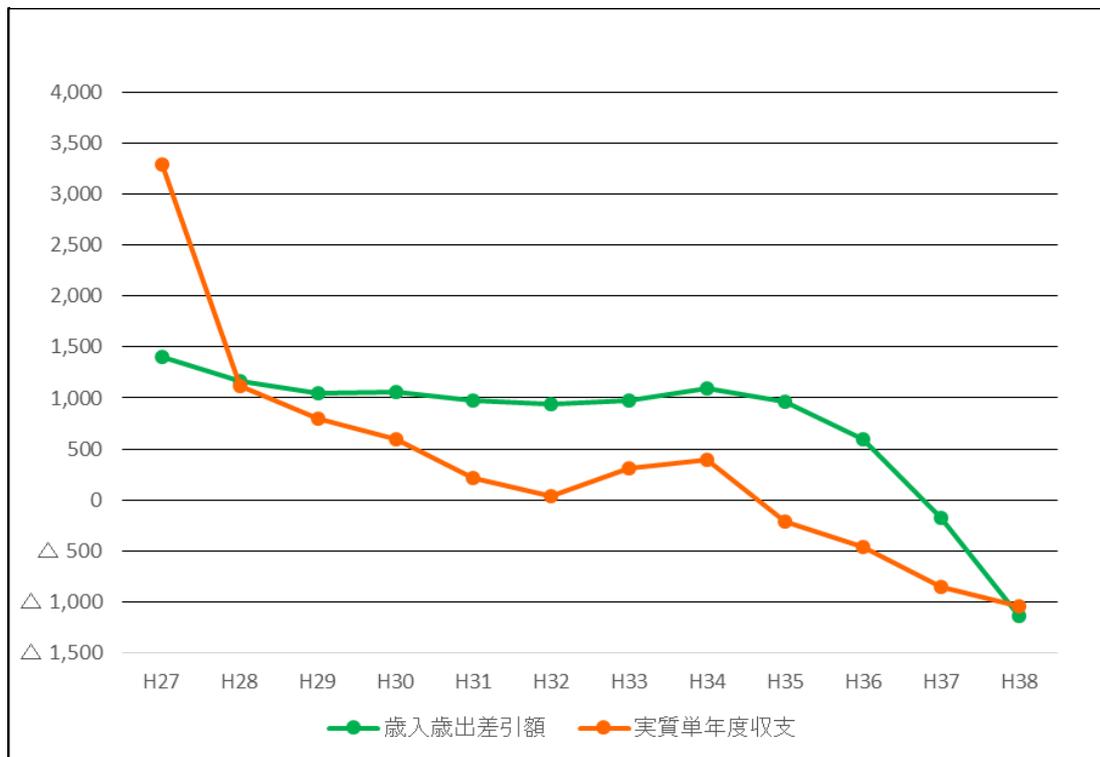
### 歳入及び歳出の今後の見通し

(単位：百万円)



### 歳入歳出差引額及び実質単年度収支の今後の見通し

(単位：百万円)



※H27 は決算額、H28 は予算額となる。

## 第9 第4次行財政改革アクションプラン

### 改革を推進する4つの重点項目

重点項目	具体的な取組項目数
1. 財政基盤の強化	37
2. 行政運営システムの見直し	10
3. 民間等との連携・協働	6
4. 活力ある組織づくりの推進	6
合計	59

取組内容（項目）の実施予定（年度）欄の説明

検討・・・取組項目に対し、現状分析、調査、研究等を行い、\*設定に向けて、準備、企画、立案等を行うこと。

設定・・・準備段階での市民説明や周知等を行うこと。

条例等の制定や計画の策定、また、制定等の後、市民説明、周知、試行等を行うこと。

実施・・・指標（数値目標）等に取り組むこと。また、計画等を推進すること。

# 1. 財政基盤の強化

## ① 健全化判断比率の改善（継続）

### 【取組の要旨】

人口減少等による市税の影響や、合併特例措置の段階的縮減により平成27年度からの5年間で約25億円の交付税が縮減されることなど、厳しい財政状況が見込まれています。

地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の健全化や再生の必要性を判断するための「健全化判断比率」である4つの財政指標を改善することで、健全な市財政の確立を目指します。

### 【具体的な取組】

取組内容（項目）	実施予定（年度）			所管部局・課
	29	30	31	
健全化判断比率の改善	実施	→	→	財政課
指標（数値目標）	実質赤字比率※ <sup>1</sup> 連結実質赤字比率※ <sup>2</sup> 実質公債費比率※ <sup>3</sup> 将来負担比率※ <sup>4</sup>	算定されないこと 算定されないこと 6.2%未満 0%未満		
取組による年度別効果額	—			
効果額合計 （3年後の効果額）	—			

※1 一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率のことで、赤字の程度を指標化するもの。

※2 公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額及び資金不足額の標準財政規模に対する比率のことで、すべての会計の赤字や黒字を合算し、全体としての赤字の程度を指標化するもの。

※3 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率のことで、地方債の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化するもの。

※4 損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率のことで、一般会計等の地方債や将来支払っていく可能性のある負担等の、現時点での残高を指標化するもの。

## ② 歳出の抑制（継続）

### 【取組の要旨】

合併特例措置の期限終了により、平成27年度からの5年間で約25億円の交付税が縮減されることなどによる厳しい財政状況が見込まれることから、効率的な予算執行により経常経費<sup>※5</sup>の縮減等を図り、全庁的な経費削減や抑制に努めます。

### 【具体的な取組】

取組内容（項目）	実施予定（年度）			所管部局・課
	29	30	31	
経常経費の削減	実施	→	→	全部局 (財政課)
指標（数値目標）	経常経費を、平成31年度までに平成28年度対比6.0%以上削減（毎年度2.0%以上）する ■平成28年度一般会計当初予算の経常経費の額1,687,392千円			
公共事業費の抑制	実施	→	→	全部局 (財政課)
指標（数値目標）	1か所（事業）当たりの単年度事業費が1億円を超える程度の主要な政策的事業を除く公共事業費が、平成28年度を上回らない額とする ■平成28年度一般会計当初予算の公共事業費(上記前提条件)の額1,077,683千円			
総人件費の抑制	実施	→	→	総務課
指標（数値目標）	人事院勧告による給与額改正分を除く人件費予算額を、平成31年度までに平成28年度対比1.0%削減する ■平成28年度人件費当初予算額（病院、診療所会計を除く）4,447,879千円			
取組による年度別効果額	H29年度(H28年度経常経費の当初予算額×2.0%) 33,748千円 (H28年度人件費当初予算額×0.5%) 22,239千円 H30年度(H28年度経常経費の当初予算額×4.0%) 67,496千円 (H28年度人件費当初予算額×0.8%) 35,583千円 H31年度(H28年度経常経費の当初予算額×6.0%) 101,244千円 (H28年度人件費当初予算額×1.0%) 44,479千円			
効果額合計 (3年後の効果額)	304,789千円 (145,723千円)			

※5 庁舎等の維持管理に要する経費や事業共通経費で各所属に共通する標準的なもの。

### ③ 市債発行の抑制（継続）

#### 【取組の要旨】

他市に比べ面積が広く、上下水道整備などに多額の経費がかかっていることなどから、平成27年度末で約674億円の市債残高を抱える厳しい財政状況にあります。

そのため、公共事業の抑制や特定財源の確保を図るとともに、必要な事業の選択と集中化を図り、市債発行額（臨時財政対策債<sup>※6</sup>を除く）の抑制に努めます。

#### 【具体的な取組】

取組内容（項目）	実施予定（年度）			所管部局・課
	29	30	31	
市債発行額の管理	実施	→	→	財政課
指標（数値目標）	市債の発行額（臨時財政対策債を除く）を各年度元金償還額の範囲内とする			
取組による年度別効果額	—			
効果額合計 （3年後の効果額）	—			

※6 国が本来地方交付税として配分すべき財源が不足した場合に、地方公共団体に地方債という形で立て替えさせ、後年度、元利償還金の全額を地方交付税で補てんする仕組み。

#### ④ 公営企業の経営改善（継続）

##### 【取組の要旨】

一般会計同様に施設や管渠等インフラの老朽化対策や、人口減少に伴うサービス需要の減少への対応など、今後の地方公営企業を取り巻く経営環境が厳しい状況であることから、一般会計からの繰出金のあり方を検討する中で、中長期的な視点に立ち、経営の効率化・健全化に取り組みます。

##### 【具体的な取組】

取組内容（項目）	実施予定（年度）			所管部局・課
	29	30	31	
病院、診療所の経営改善	実施	→	→	健康増進課
指標（数値目標）	病院事業特別会計の経常収支比率 <sup>※7</sup> を、平成31年度までに塩川病院 100.1%、甲陽病院 99.0%、辺見診療所 100.0%、白州診療所 100.0%にする			
上下水道事業の経営改善計画の推進	実施	→	→	上下水道総務課
指標（数値目標）	特別会計への繰出金（公債費分を除く基準外繰出金 <sup>※8</sup> ）が、平成28年度を上回らない額とする ■平成28年度一般会計当初予算の上・下水道・農業集落排水特別会計繰出金（公債費分を除く基準外）の額 347,394 千円			
上下水道事業の公営企業法適用の推進（新規）	検討・設定	→	設定・実施	上下水道総務課
指標（数値目標）	上下水道事業における公営企業法適用を推進する			
取組による年度別効果額	—			
効果額合計（3年後の効果額）	—			

※7 公営企業会計における経常収支比率とは、経常収益÷経常費用＝経常収支比率である。この比率が100%以上の場合は単年度黒字を、100%未満は単年度赤字を表すことになる。

※8 基準外繰出金のうち、公債費分については、既に借り入れた市債の元金及び利子であり、各年度における償還額が確定しているため、数値目標の対象から除くものとする。

## ⑤ 収納率の向上（継続）

### 【取組の要旨】

現年分収納率については、健全な市財政の確立と負担の公平性の観点から、市税等の収納率を向上させる必要があります。そのために各部局と連携する中で、市税、国保税、各種料金等の収納率の向上に努めます。

滞納繰越分収納率については、市民負担の公平性、公正性の観点から、滞納者に対する法的措置の適用など滞納整理を強化し、収納率の向上に努めます。

また、市全体の債権管理機能の強化に努めるとともに、納税者の利便性並びに収納率向上を図るため、コンビニ収納による納付環境の整備や個人市・県民税の特別徴収の推進に努めます。

### 【具体的な取組】

取組内容（項目）	実施予定（年度）			所管部局・課
	29	30	31	
市税収納率の向上	実施	→	→	収納課
指標（数値目標）	現年分収納率を平成31年度までに市税98.4%にする			
国民健康保険税収納率の向上	実施	→	→	市民課
指標（数値目標）	現年分収納率を平成31年度までに国民健康保険税95.7%にする			
後期高齢者医療保険料収納率の向上	実施	→	→	市民課
指標（数値目標）	現年分収納率を平成31年度までに後期高齢者医療保険料99.7%にする			
介護保険料収納率の向上	実施	→	→	介護支援課
指標（数値目標）	現年分収納率を平成31年度までに介護保険料99.2%にする			
保育料収納率の向上	実施	→	→	子育て応援課
指標（数値目標）	現年分収納率を平成31年度までに保育料99.1%にする			
水道使用料収納率の向上	実施	→	→	上下水道総務課
指標（数値目標）	現年分収納率を平成31年度までに水道使用料98.8%にする			

下水道使用料収納率の向上	実 施	→	→	上下水道総務課
指標（数値目標）	現年分収納率を平成31年度までに下水道使用料98.8%にする			
住宅使用料収納率の向上	実 施	→	→	住宅課
指標（数値目標）	現年分収納率を平成31年度までに住宅使用料96.3%にする			
学校給食費収納率の向上	実 施	→	→	学校給食課
指標（数値目標）	現年分収納率を平成31年度までに学校給食費99.6%にする			
市税滞納繰越分収納率の向上	実 施	→	→	収納課
指標（数値目標）	滞納繰越分収納率を平成31年度までに市税23.6%にする			
国民健康保険税滞納繰越分収納率の向上	実 施	→	→	市民課
指標（数値目標）	滞納繰越分収納率を平成31年度までに国民健康保険税29.1%にする			
後期高齢者医療保険料滞納繰越分収納率の向上	実 施	→	→	市民課
指標（数値目標）	滞納繰越分収納率を平成31年度までに後期高齢者医療保険料42.0%にする			
介護保険料滞納繰越分収納率の向上	実 施	→	→	介護支援課
指標（数値目標）	滞納繰越分収納率を平成31年度までに介護保険料35.9%にする			
保育料滞納繰越分収納率の向上	実 施	→	→	子育て応援課
指標（数値目標）	滞納繰越分収納率を平成31年度までに保育料21.7%にする			
水道使用料滞納繰越分収納率の向上	実 施	→	→	上下水道総務課
指標（数値目標）	滞納繰越分収納率を平成31年度までに水道使用料14.0%にする			
下水道使用料滞納繰越分収納率の向上	実 施	→	→	上下水道総務課
指標（数値目標）	滞納繰越分収納率を平成31年度までに下水道使用料14.0%にする			

住宅使用料滞納繰越分収 納率の向上	実 施	→	→	住宅課
指標（数値目標）	滞納繰越分収納率を平成31年度までに 住宅使用料15.0%にする			
学校給食費滞納繰越分収 納率の向上	実 施	→	→	学校給食課
指標（数値目標）	滞納繰越分収納率を平成31年度までに 学校給食費31.0%にする			
滞納処分の実施	実 施	→	→	収納課
指標（数値目標）	滞納処分の実施件数 平成29年度 330件 平成30年度 340件 平成31年度 350件			
債権管理にかかる体制等 の強化（新規）	実 施	→	→	政策秘書課 収納課 子育て応援課 上下水道総務課 住宅課 学校給食課
指標（数値目標）	私債権における管理・徴収を推進する			
個人市・県民税の特別徴収 の推進（新規）	実 施	→	→	税務課
指標（数値目標）	個人市・県民税の特別徴収事業者数 平成29年度 3,000件 平成30年度 3,020件 平成31年度 3,040件			
新たな収納方法の検討・導 入（新規）	検 討	設 定	実 施	市民課 介護支援課 子育て応援課 住宅課 学校給食課
指標（数値目標）	コンビニ収納の検討・導入			
取組による年度別効果額	H29年度（H27年度各税等の現年分調定額×目標収納率） 13,058千円 （H27年度各税等の過年分調定額×目標収納率） 6,396千円 H30年度（H27年度各税等の現年分調定額×目標収納率） 26,727千円 （H27年度各税等の過年分調定額×目標収納率） 12,986千円 H31年度（H27年度各税等の現年分調定額×目標収納率） 31,541千円 （H27年度各税等の過年分調定額×目標収納率） 19,576千円			
効果額合計 （3年後の効果額）	110,284千円 （ — ）			

## ⑥ 自主財源の確保と受益者負担の適正化（継続）

### 【取組の要旨】

自立、自主的な財政運営を実現するため、協力金制度や普通財産の有効活用等を積極的に推進し、自主財源の確保に努めるとともに、雇用の創出や税収等の確保のため、企業誘致に努めます。

また、受益者負担の公平性を保つため、利用料等の適正な負担水準の設定に努めます。

### 【具体的な取組】

取組内容（項目）	実施予定（年度）			所管部局・課
	29	30	31	
「ふるさと納税」制度の推進	実施	→	→	地域課
指標（数値目標）	「ふるさと納税」の寄附件数 300件/年			
「環境保全協力金」制度の推進	実施	→	→	政策秘書課
指標（数値目標）	「環境保全協力金」の協力件数 25件/年			
「芸術文化スポーツ振興協力金」制度の推進	実施	→	→	生涯学習課
指標（数値目標）	「芸術文化スポーツ振興協力金」の協力件数 5件/年			
企業等誘致の推進	実施	→	→	農政課 商工・食農課
指標（数値目標）	誘致企業数（農業生産法人含む） 1社以上/年			
市有財産の有効活用、処分	実施	→	→	管財課
指標（数値目標）	普通財産の有効活用、処分 売却・貸付 10件/年			
放課後児童クラブ利用料の見直し	設定	実施	→	子育て応援課
指標（数値目標）	放課後児童クラブ利用料の見直し			
下水道受益者分担金の見直し	検討	→	設定	上下水道総務課
指標（数値目標）	下水道受益者分担金の見直し			
取組による年度別効果額	—			
効果額合計 （3年後の効果額）	—			

## 2. 行政運営システムの見直し

### ① 公共施設等総合管理計画の推進（新規）

#### 【取組の要旨】

最適なストック量と最適な管理運営を実現するため、長期的な視点に立って、総合的かつ計画的な公共施設等の整備・維持・活用を図る公共施設等マネジメントに取り組みます。

#### 【具体的な取組】

取組内容（項目）	実施予定（年度）			所管部局・課
	29	30	31	
公共施設等マネジメント機能の強化（新規）	実施	→	→	企画課
指標（数値目標）	公共施設等総合管理計画及び公共施設最適配置に向けての基本方針に基づき、適正な施設配置と施設保有量のスリム化を図る			
取組による年度別効果額	—			
効果額合計 （3年後の効果額）	—			

## ② 電子自治体の推進（新規）

### 【取組の要旨】

地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより、情報システムに係る経費の削減や市民サービスの向上、セキュリティ強化を図るため、他自治体と共同で情報システムのクラウド化を進めます。

### 【具体的な取組】

取組内容（項目）	実施予定（年度）			所管部局・課
	29	30	31	
自治体クラウドの推進 （新規）	検 討	設 定	実 施	管財課
指標（数値目標）	自治体クラウド※ <sup>9</sup> 導入に向けた情報システムの集約と共同利用を推進する			
取組による年度別効果額	—			
効果額合計 （3年後の効果額）	—			

※9 地方自治体が住民情報などを民間のデータセンターに移し、クラウド上でサービスを受けられる環境のこと。

### ③ 効率的な行政運営体制の確立（継続）

#### 【取組の要旨】

市民ニーズへの的確に対応しつつ、行政の効率化及び経費の削減等を図る必要があることから、行政組織の見直し、出資法人の経営健全化の推進、公共交通の整備等を行います。

#### 【具体的な取組】

取組内容（項目）	実施予定（年度）			所管部局・課
	29	30	31	
行政組織の見直し	実施	→	→	政策秘書課 企画課 総務課
指標（数値目標）	組織や分掌業務の見直しを行う			
総合支所、出張所のあり方の検討	検討	→	→	全部局 （企画課）
指標（数値目標）	総合支所、出張所のあり方を検討する			
出資法人の経営健全化の推進	実施	→	→	企画課
指標（数値目標）	出資法人の経営健全化を推進する			
公共交通の整備	実施	→	→	企画課
指標（数値目標）	利用者の利便性や交通弱者に配慮した公共交通の整備を図る			
小・中学校スクールバスの整備	実施	→	→	教育総務課
指標（数値目標）	児童・生徒の通学手段を確保するため、スクールバスの整備を行う			
補助金の適正化の推進 （新規）	検討	設定	実施	企画課
指標（数値目標）	適正で透明性の高い補助金制度を確立する			
指定管理者制度の検証 （新規）	検討・設定	実施	→	管財課
指標（数値目標）	指定管理者制度の導入効果等を検証する			
取組による年度別効果額	—			
効果額合計 （3年後の効果額）	—			

#### ④ 統一的な基準による地方公会計の活用（新規）

##### 【取組の要旨】

統一的な基準による地方公会計制度に基づく財務書類を整備し、公共施設等のマネジメントや予算編成等に活用します。

##### 【具体的な取組】

取組内容（項目）	実施予定（年度）			所管部局・課
	29	30	31	
統一的な基準による地方公会計を活用した財政運営（新規）	設 定	実 施	→	財政課
指標（数値目標）	統一的な基準による地方公会計制度に基づく財務書類の活用・公表			
取組による年度別効果額	—			
効果額合計 （3年後の効果額）	—			

### 3. 民間等との連携・協働

#### ① 補助金公募制度の推進（継続）

##### 【取組の要旨】

市民団体等が自主・自発的に行う本市のまちづくりに役立つ公益的な事業に対し、制度の主旨を尊重しつつ、事業経費の一部を助成することにより、市民等のまちづくりへの積極的な参加を推進します。

##### 【具体的な取組】

取組内容（項目）	実施予定（年度）			所管部局・課
	29	30	31	
環境保全基金の活用	実施	→	→	政策秘書課
指標（数値目標）	環境保全提案型事業の募集（申請数） 15件／年			
芸術文化スポーツ振興基金の活用	実施	→	→	生涯学習課
指標（数値目標）	芸術文化スポーツ振興基金活用事業の募集（申請数） 11件／年			
取組による年度別効果額	—			
効果額合計 （3年後の効果額）	—			

## ② 民間活力の活用（継続）

### 【取組の要旨】

限られた財源の中で、より充実した市民サービスを提供する必要があることから、民間企業等の手法を生かし、施設管理経費の削減等の向上を図ります。

### 【具体的な取組】

取組内容（項目）	実施予定（年度）			所管部局・課
	29	30	31	
市営住宅管理等（入退去事務及び住宅使用料徴収業務）の民間活用	検討	設定	実施	住宅課
指標（数値目標）	市営住宅管理等を民間委託し、経費削減を図る			
取組による年度別効果額	—			
効果額合計 （3年後の効果額）	—			

### ③ 市印刷物等への広告掲載の推進（継続）

#### 【取組の要旨】

市と民間がより効率的かつ効果的な事業を実施するため、民間と協議し、市印刷物等への広告掲載を拡充します。

#### 【具体的な取組】

取組内容（項目）	実施予定（年度）			所管部局・課
	29	30	31	
広報紙・ホームページへの 広告掲載	実 施	→	→	政策秘書課
指標（数値目標）	広告枠の稼働率を毎年度100%にする			
封筒への広告掲載	実 施	→	→	管財課
指標（数値目標）	広告付封筒の作成枚数 5万枚/年			
雑誌スポンサー制度の導入 （新規）	設 定	実 施	→	中央図書館
指標（数値目標）	平成31年度までにスポンサー3社			
取組による年度別効果額	—			
効果額合計 （3年後の効果額）	—			

## 4. 活力ある組織づくりの推進

### ① 定員適正化計画の推進（継続）

#### 【取組の要旨】

類似団体と比較すると本市は8総合支所に加え、15保育（分）園など施設数が多く、病院部門を除く職員数は平成28年4月1日現在で570人であり、市財政に占める人件費の割合も高いことから、第3次北杜市定員適正化計画に基づき、計画的に職員の削減を行うことにより行政のスリム化に取り組みます。

#### 【具体的な取組】

取組内容（項目）	実施予定（年度）			所管部局・課
	29	30	31	
定員適正化計画の管理・推進	実施	→	→	総務課
指標（数値目標）	職員数を、平成31年度までに平成28年度対比9人純減する			
取組による年度別効果額	—			
効果額合計 （3年後の効果額）	—			

## ② 人事評価制度の促進（継続）

### 【取組の要旨】

個々の職員に課題を解決する能力と高い業績を挙げることが今まで以上に求められている中、効率的な人財活用及び組織力の向上を図る必要があることから、職員の設定目標の達成度などの業績や能力を評価する人事評価制度を促進します。

### 【具体的な取組】

取組内容（項目）	実施予定（年度）			所管部局・課
	29	30	31	
人事評価制度の促進	実施	→	→	総務課
指標（数値目標）	人事評価の有効性や公平性を確保するため、人事評価制度の意義や評価方法、評価の実例等についての職員研修を実施する 人事評価評価者（評価する者） 人事評価被評価者（評価される者） 研修開催 各1回/年			
取組による年度別効果額	—			
効果額合計 （3年後の効果額）	—			

### ③ 人財育成の充実（継続）

#### 【取組の要旨】

複雑多様化する行政課題に的確に対応する人財を育成するため、職員研修や人事交流を推進し、職員の能力向上や意識改革の徹底などに取り組むとともに、職員の改善意識や市民サービスの向上を図るため、職員が創意・工夫による提案を積極的に行います。

#### 【具体的な取組】

取組内容（項目）	実施予定（年度）			所管部局・課
	29	30	31	
人財育成の充実	実施	→	→	総務課
指標（数値目標）	職員研修参加人数(延べ) 1,000人/年 人事交流 10人/年			
職員提案制度の推進	実施	→	→	総務課
指標（数値目標）	職員提案を募集し、採用された提案の早期導入に努める 提案数 3件/年			
取組による年度別効果額	—			
効果額合計 （3年後の効果額）	—			

#### ④ 子育て等を支援する職場環境の向上（新規）

##### 【取組の要旨】

職場の仕事と子育ての両立を図り、子どもの健全育成のための取り組みの充実や仕事と生活の調和の実現など、次世代育成支援対策などを推進します。

##### 【具体的な取組】

取組内容（項目）	実施予定（年度）			所管部局・課
	29	30	31	
特定事業主行動計画の推進 （新規）	実施	→	→	総務課
指標（数値目標）	特定事業主行動計画により、次世代育成支援並びに女性活躍支援対策を推進する			
取組による年度別効果額	—			
効果額合計 （3年後の効果額）	—			

## ⑤ 再任用・嘱託職員等の活用（継続）

### 【取組の要旨】

多様化する市民ニーズに対応する必要があることから、専門的知識や技術、資格、経験等を要する業務については、再任用職員<sup>※10</sup>や嘱託職員等の任用を図ります。

### 【具体的な取組】

取組内容（項目）	実施予定（年度）			所管部局・課
	29	30	31	
再任用・嘱託職員等の任用方法の見直し	実施	→	→	総務課
指標（数値目標）	再任用、嘱託職員等の任用方法の見直しを行い、多様化するニーズに対応する			
取組による年度別効果額	—			
効果額合計 （3年後の効果額）	—			

※10 定年等で退職した地方公務員等の公務で培った知識・経験を、公務の場で活用していくとともに、60歳台前半の生活を支えるために設けられた制度。

【参考資料】

平成29年2月13日

北杜市長 渡辺 英子 様

北杜市行政改革推進委員会

会長 小川 昭二

北杜市行財政改革大綱等について（答申）

平成28年7月22日付、北杜企画第184号で諮問のあった北杜市行財政改革大綱等の改訂について、本委員会は、市から提示された原案をもとに活発な審議を重ねてまいりました。

その結果、このたび本委員会の審議内容を反映した第4次北杜市行財政改革大綱（案）及び第4次北杜市行財政改革実施計画（アクションプラン）（案）が別紙のとおりまとまりましたので、ここに答申します。

今後の行政改革の遂行にあたっては、これまでの取り組みの成果を踏まえ、簡素で効率的な行政運営システムの構築に向けて、新たな発想とスピード感をもって取り組んでください。

また、行政改革の推進は市民との信頼関係がなにより重要です。市政情報を積極的に発信するとともに広く市民の意見を聴取し、市民の理解と協力を得ながら推進することを希望します。

## 北杜市行政改革推進委員会条例

平成17年6月21日

北杜市条例第22号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、北杜市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、本市の行政改革の推進に関する重要事項を調査し、及び審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、行政改革について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、その職務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴き又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月14日条例第17号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

北杜市行政改革推進委員会名簿

	氏 名	役職	備 考
1	小川 昭二	会 長	北杜グループ人権擁護委員
2	齊藤 満	職 務 代理人	前北杜市総合計画審議会会長
3	杉安 禎広		中日本高速道路株式会社八王子支社 甲府保全・サービスセンター所長
4	小林 保正		HOYA株式会社社長坂事業所長
5	藤原 真史		山梨大学生命環境学部 地域社会システム学科准教授
6	村田 俊也		公益財団法人山梨総合研究所専務理事
7	酒井 信		株式会社山梨中央銀行須玉支店支店長
8	小林 昭治		一般社団法人八ヶ岳ツーリズムマネジメント 理事長
9	堀内美恵子		北杜市民生・児童委員協議会副会長
10	草野香壽恵		北杜市消費生活研究会会長

## 北杜市行政改革推進本部設置要綱

平成17年6月2日

北杜市訓令第10号

### (設置)

第1条 行政改革の推進を図るため、北杜市行政改革推進本部(以下「本部」という。)を置く。

### (所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

### (組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

### (本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。職務代理の順位は、副市長、教育長の順とする。

### (会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

### (幹事会)

第6条 本部の機能を補佐するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、座長及び委員で構成し、座長には企画部企画課長を、委員には別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事会は、座長が招集し主宰する。
- 4 幹事会は、本部に付議すべき案件の調査・研究を行うものとする。
- 5 幹事会は、本部の会議に提案すべき原案の作成及び行政改革の推進について具体的な調査検討を行う。

### (庶務)

第7条 本部の庶務は、企画部企画課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年3月10日訓令第8号)

この訓令は、平成18年3月15日から施行する。

附 則 (平成19年3月26日訓令第34号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月26日訓令第5号) 抄  
(施行期日)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年8月18日訓令第7号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

企画部長、総務部長、市民部長、福祉部長、生活環境部長、産業観光部長、建設部長、会計管理者、議会事務局長、教育次長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、明野総合支所長、須玉総合支所長、高根総合支所長、長坂総合支所長、大泉総合支所長、小淵沢総合支所長、白州総合支所長、武川総合支所長、政策秘書課長

別表第2 (第6条関係)

企画部財政課長、総務部総務課長、市民部市民課長、福祉部福祉課長、生活環境部環境課長、産業観光部農政課長、建設部まちづくり推進課長、教育委員会教育総務課長、会計課長、各総合支所の地域市民課長

## 北杜市行政改革推進委員会等審議経過

年 月 日	会議等	内 容
平成 28 年 4 月 20 日	行政改革推進本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 28 年度行財政改革に関わる事業の概要について</li> </ul>
平成 28 年 6 月 29 日	行政改革推進本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 27 年度「第 3 次行財政改革アクションプラン」取組状況について</li> <li>・第 4 次行財政改革大綱（案）について</li> </ul>
平成 28 年 7 月 6 日	行政改革推進本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 27 年度「第 3 次行財政改革アクションプラン」取組状況について</li> <li>・第 4 次行財政改革大綱（案）について</li> </ul>
平成 28 年 7 月 13 日	行政改革推進本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 27 年度「第 3 次行財政改革アクションプラン」取組状況について</li> <li>・第 4 次行財政改革大綱（案）について</li> </ul>
平成 28 年 7 月 22 日	行政改革推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 27 年度「第 3 次行財政改革アクションプラン」取組状況について</li> <li>・行政改革推進委員会への諮問について</li> <li>・第 4 次行財政改革大綱（案）について</li> </ul>
平成 28 年 9 月 28 日	行政改革推進本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 3 次行財政改革取組状況（見込み）について</li> <li>・第 4 次行財政改革大綱（案）について</li> <li>・第 4 次行財政改革アクションプランに関わる取組指標（案）について</li> </ul>
平成 28 年 10 月 5 日	行政改革推進本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 3 次行財政改革大綱「取組状況（見込み）」等について</li> </ul>

年 月 日	会議等	内 容
		・第4次行財政改革大綱（案）について
平成28年10月12日	行政改革推進委員会	・第3次行財政改革取組状況（見込み）について ・第4次行財政改革大綱（案）について
平成28年11月2日	行政改革推進本部	・第4次行財政改革アクションプランに関わる取組指標（案）について
平成28年12月14日	行政改革推進本部	・第4次行財政改革大綱（案）について
平成28年12月28日	行政改革推進本部	・第4次行財政改革大綱（案）について
平成29年1月13日	行政改革推進委員会	・第4次行財政改革大綱（案）について
平成29年1月20日～ 2月20日		・パブリックコメントを実施し、広く市民等から意見を求める
平成29年2月13日	行政改革推進委員会	・第4次行財政改革大綱等（案）について答申
平成29年3月8日	行政改革推進本部	・第4次行財政改革大綱の策定



## 第4次北杜市行財政改革大綱

(平成29年度～平成31年度)

北杜市企画部企画課

〒408-0188 山梨県北杜市須玉町大豆生田961-1

TEL 0551-42-1111 (代表)

FAX 0551-42-1122

ホームページ <http://www.city.hokuto.yamanashi.jp>